

“ひと・輝きプラン 周南”



周南市まちづくり総合計画
前期基本計画（案）

目 次

第1章 目的及び期間	1
第2章 計画の体系	2
第3章 各 論	8

第1節 心豊かに暮らせるまちづくり

1．青少年健全育成	8
2．幼児教育	10
3．義務教育	12
4．高等学校教育	14
5．高等教育機関（大学教育等）	15
6．生涯学習	17
7．芸術・文化	19
8．スポーツ・レクリエーション	21
9．国際交流・地域間交流	23

第2節 快適に暮らせるまちづくり

10．道路	25
11．公共交通	28
12．港湾	30
13．公園・都市緑化	32
14．まちの景観	34
15．住宅・住環境	36
16．市街地の整備	38
17．水道事業	40
18．下水道	42
19．河川・水路	44
20．循環型社会	46
21．自然環境	50
22．地域情報化	52

第3節 安心して生活できるまちづくり

23．地域福祉（社会福祉）	54
24．高齢者福祉	56
25．障害者福祉	60
26．児童福祉	62
27．母子（父子）福祉	64
28．社会保障制度	65
29．コミュニティ	67

30	健康づくり	69
31	医療	70
32	防犯	72
33	交通安全	73
34	防災	75
35	消防	77
36	救急・救助	79
37	市民相談	81

第4節 生き生きと活躍できるまちづくり

38	中心市街地の活性化	82
39	工業・中小企業	83
40	農業	85
41	林業	87
42	水産業	89
43	市場	91
44	商業	93
45	新産業及び企業誘致	95
46	勤労者	97
47	観光	98

第5節 とともに築いていくまちづくり

48	市民参画の推進	100
49	市民活動	102
50	人権	104
51	男女共同参画	105

第6節 推進方策

52	行財政改革	107
53	情報公開の推進	109
54	中核都市づくりの推進	110
55	新市建設計画の推進	111

前期基本計画

第 1 章 目的及び期間

目 的

この基本計画は、将来の都市像である『私たちが輝く元気発信都市 周南』の実現を図るために掲げた5つのまちづくりの目標と、その目標の推進、達成等に向けて取り組むこととした主要プロジェクトについて、基本構想の計画期間10年のうちの最初の5年における施策展開の指針等を示すものです。

期 間

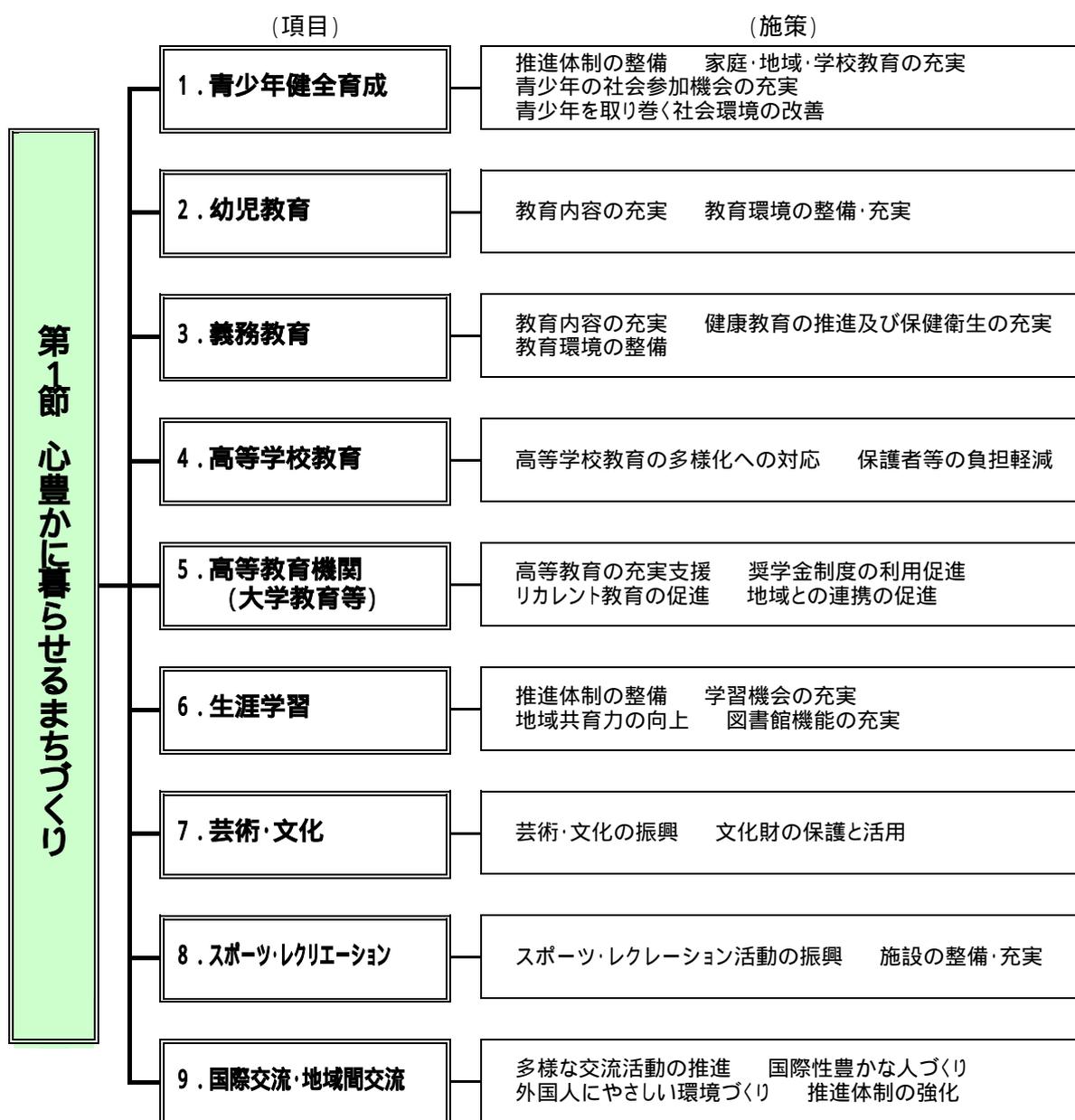
この前期基本計画の計画期間は、平成17年度（2005年度）から平成21年度（2009）年度までの5年間とします。

第2章 計画の体系

1 心豊かに暮らせるまちづくり

私たちが元気で輝いているためには、ものの豊かさとともに、心が豊かであることが大切です。

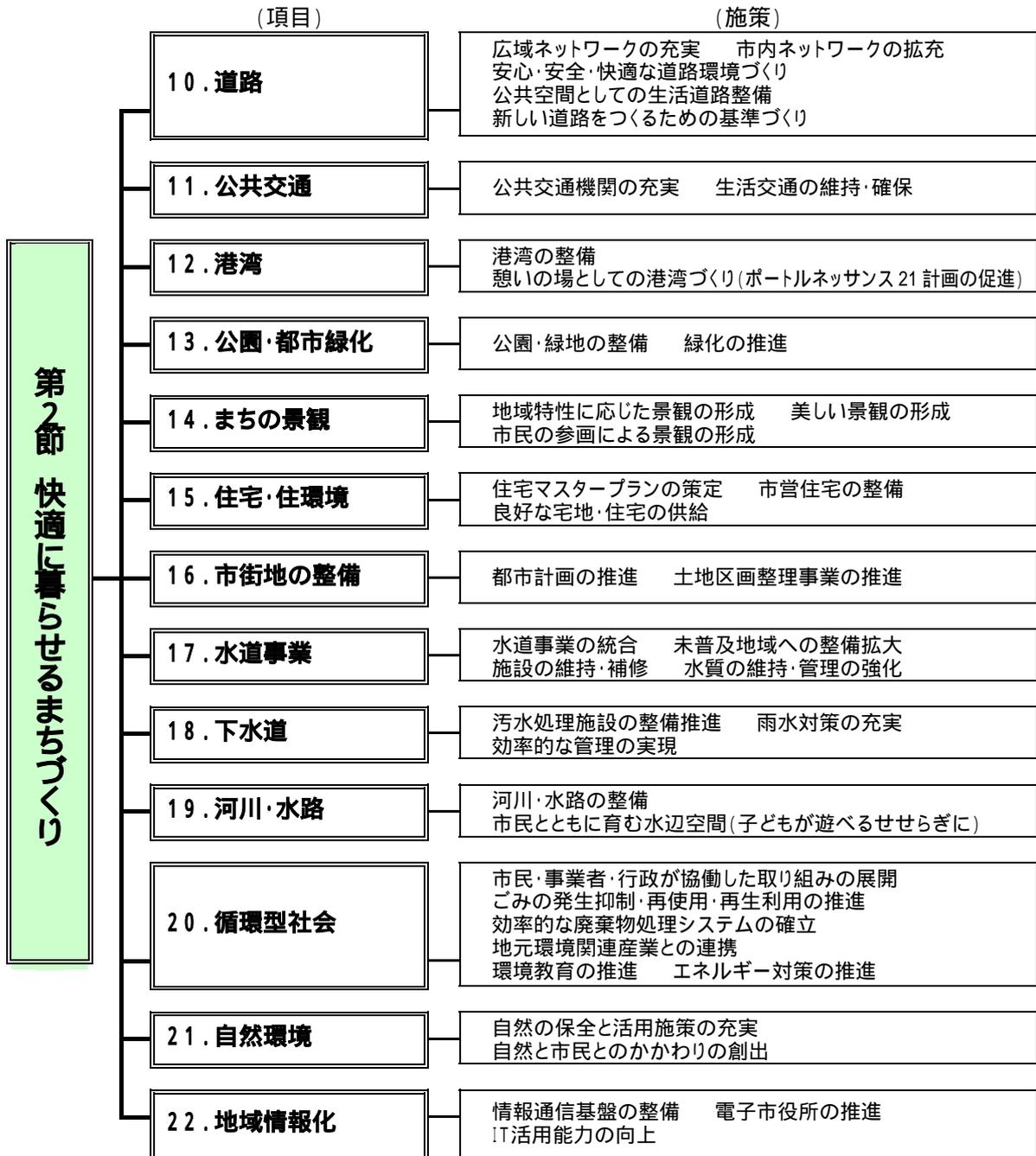
このため、将来を担う子どもたちが、元気で健やかに成長できる環境づくりを推進するとともに、私たち一人ひとりが自分のライフスタイルにあわせて、学び、楽しみ、そして豊かな文化や芸術に触れることのできる潤いのあるまちづくりを進めます。



2 快適に暮らせるまちづくり

私たちが元気で輝いているためには、住み慣れた地域の中で、快適な生活を送れることが大切です。

このため、時代に合った豊かな暮らしの実現を目指し、都市基盤や情報基盤、生活環境基盤の整備に努めるとともに、快適な生活を私たちの子どもに受け継ぐことができるように、地球環境にやさしいまちづくりを進めます。



第2節 快適に暮らせるまちづくり

3 安心して生活できるまちづくり

私たちが元気で輝いているためには、市民がそれぞれの地域の中で、安心・安全な生活を営めることが大切です。

このため、人とのふれあいや関わり合いの中で、日々の生活を送ることのできるコミュニティ社会の構築に努めるとともに、今の生活や将来に不安を感じることなく、安心して過ごせるように、保健、福祉、医療の充実を図ります。

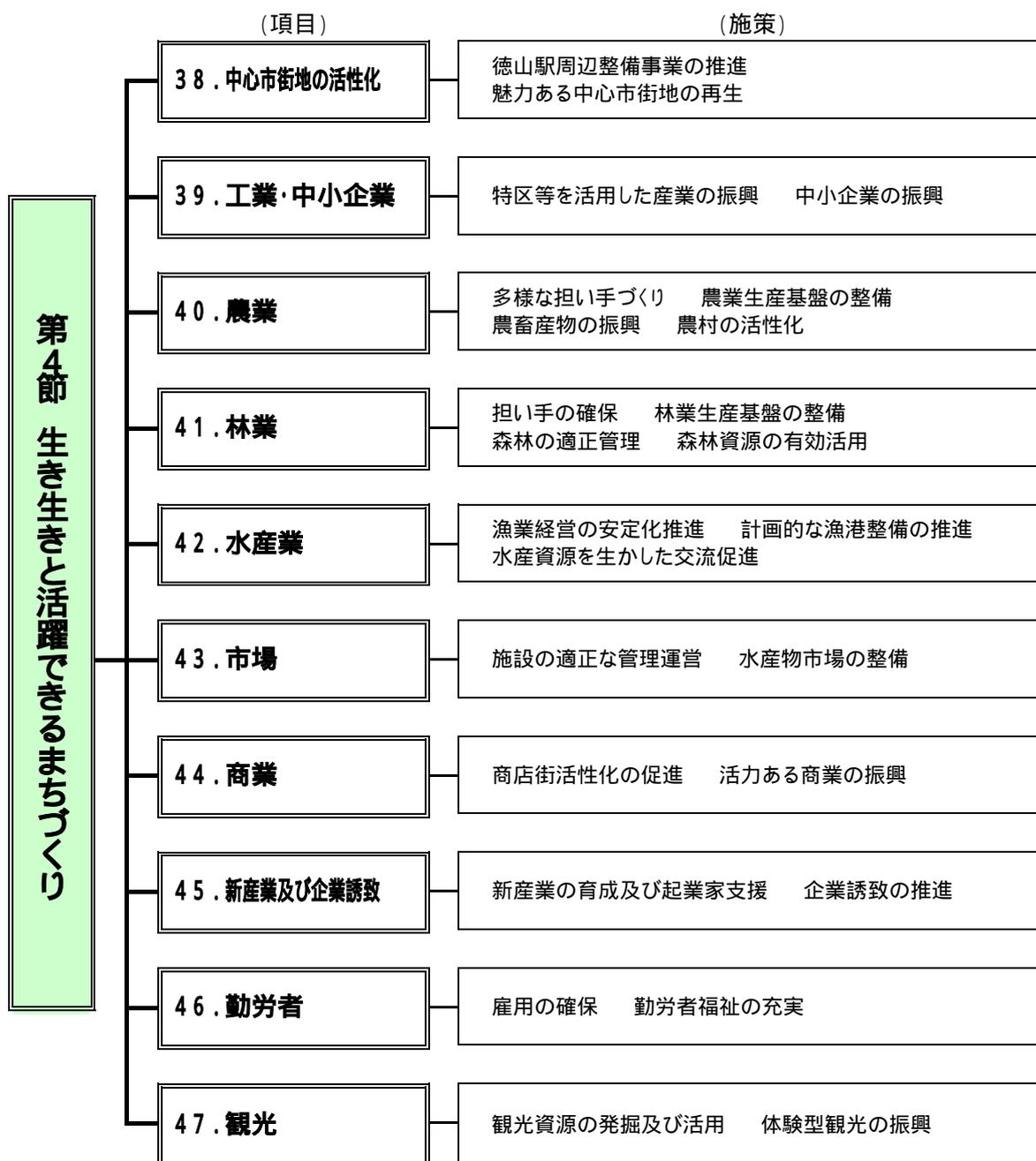
また、大切な生命や財産をさまざまな危険から守ることのできるように、防犯・防災体制を整備し、安全で災害に強いまちづくりを進めます。

	(項目)	(施策)
第3節 安心して生活できるまちづくり	23. 地域福祉(社会福祉)	地域福祉活動の強化 人材の養成・確保対策の推進 総合的な福祉ネットワークの整備 人にやさしいまちづくりの推進
	24. 高齢者福祉	介護予防の推進 生涯現役社会づくりの推進 高齢者の生活環境の整備 介護保険制度の充実
	25. 障害者福祉	福祉サービスの充実 地域での支え合いの推進 就労の促進と拠点の整備
	26. 児童福祉	保育施設の整備・適正化 保育の充実 児童育成環境の整備 保育園・幼稚園の連携強化
	27. 母子(父子)福祉	経済的自立の支援 精神的自立の支援
	28. 社会保障制度	国民健康保険 国民年金 低所得者福祉
	29. コミュニティ	コミュニティ意識の高揚 コミュニティ組織の活性化 活動の場の充実
	30. 健康づくり	健康づくり活動の推進 保健指導等の充実
	31. 医療	地域医療体制の充実 救急医療体制の充実 市民病院・診療所経営の健全化
	32. 防犯	防犯施設の整備・充実 関係団体との連携 防犯教育の充実
	33. 交通安全	ひとと車の共生 交通安全意識の高揚
	34. 防災	災害を防ぐまちづくり 災害時に強いまちづくり 地域防災活動の充実
	35. 消防	消防力の強化 予防体制の強化
	36. 救急・救助	救急体制の充実 救助体制の充実
	37. 市民相談	相談体制の充実 消費者問題に関する啓発活動の充実・推進

4 生き生きと活躍できるまちづくり

私たちが元気で輝いているためには、一人ひとりが生き生きと活躍できることが大切です。

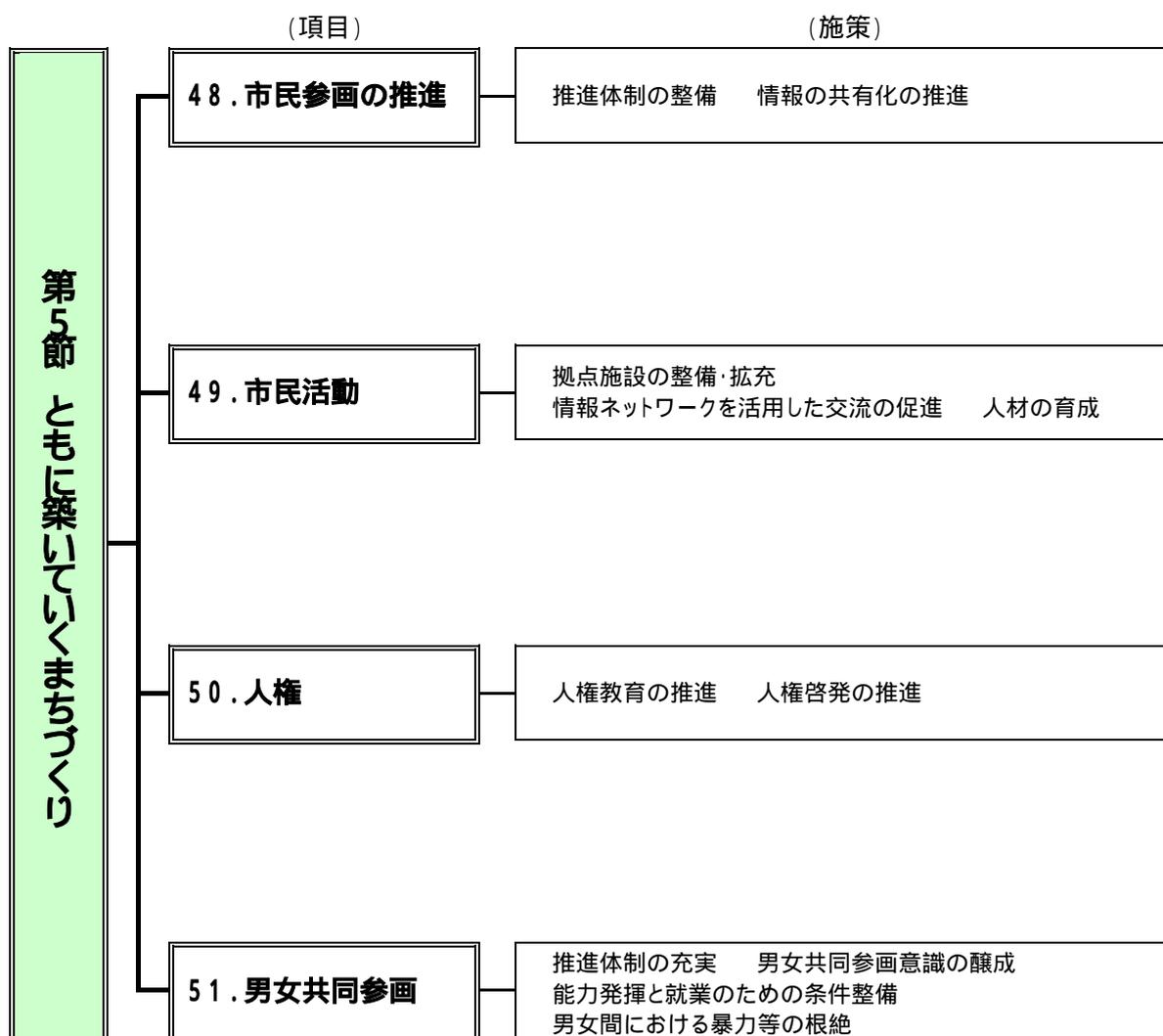
このため、生き生きと誇りを持って活躍できるように、都市の活力の源である産業の振興や新たな企業の誘致等に努めるとともに、高次都市機能の集積等を図ることで、さまざまな都市的サービスを楽しむことができ、人と人との交流が楽しめるまちづくりを進めます。



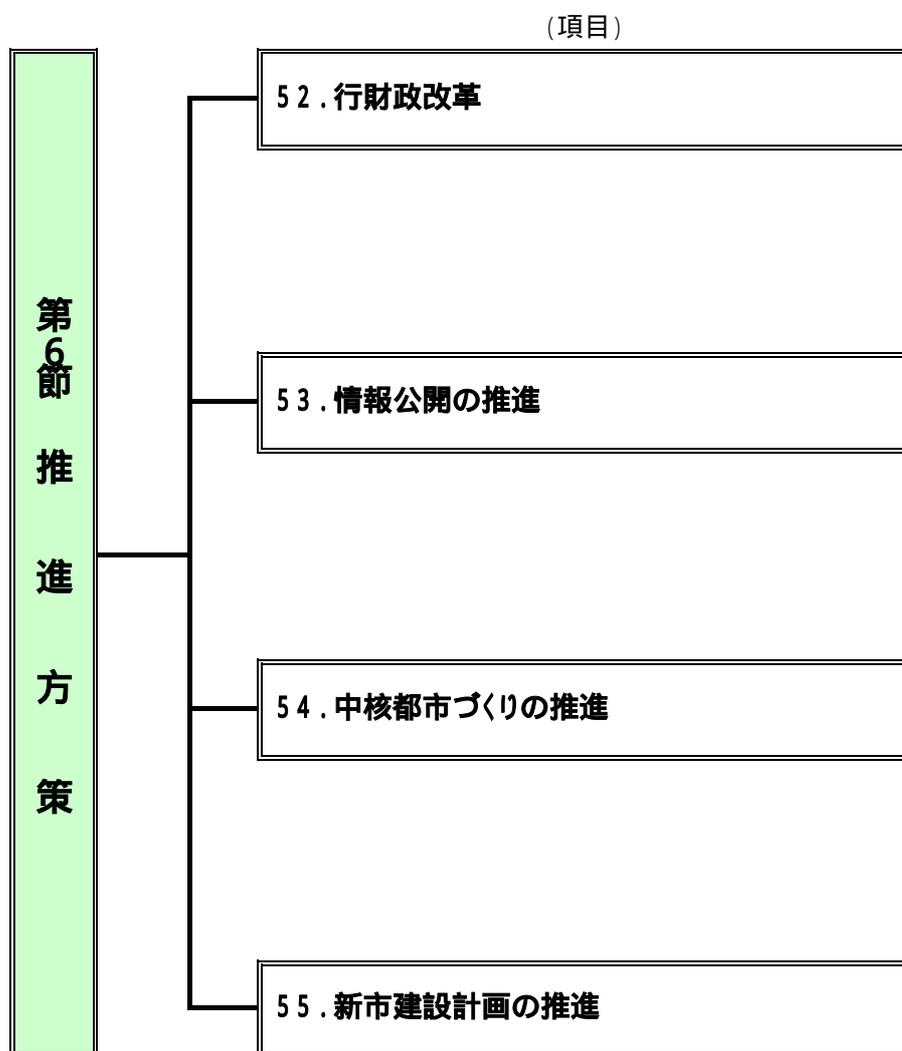
5 ともに築いていくまちづくり

私たちが元気で輝いているためには、ともにまちを築いていくことができる環境づくりが大切です。

このため、お互いを尊重し、いっしょになってさまざまな問題に取り組むことのできる社会の実現を目指すとともに、市民と行政の協働のための新たなしくみづくりに努めるほか、コミュニティ活動やボランティア活動、NPO活動などを積極的に支援し、多くの人材が育つまちづくりを進めます。



6 推進方策



第3章 各論

第1節 心豊かに暮らせるまちづくり

1. 青少年健全育成

(1) 現況と課題

青少年は次代を担う大切な宝物であり、将来の周南市を支える人材として健やかに成長することは市民すべての願いです。

思いやりと創造性豊かな青少年を育てていくためには、地域社会全体での取り組みが不可欠であり、これまで家庭や地域、学校をはじめ、青少年問題協議会や青少年育成センター等との連携を図りながら、学校教育の充実やさまざまな体験学習事業の実施、健全育成に関する市民活動への支援等の取り組みを進めてきました。

しかし、核家族化や少子化が進行する中、青少年を取り巻く環境は著しく変化しており、いじめや不登校、家庭内暴力、また、児童虐待や少年犯罪の増加、低年齢化など、さまざまな問題が深刻化し、大きな社会問題となっています。

こうしたことから、青少年の健全育成を最重要課題と位置づけ、教育をはじめ、保健、福祉など、幅広い分野にわたる施策を全市的に取り組んでいくため、平成16年に新たに「元氣こども室」を設置しました。

さらに、施策推進の指針となる「青少年健全育成プラン」の策定を進めており、今後、このプランに基づき、推進体制の一層の拡充を図るとともに、家庭、学校、地域、行政が一体となって、元気な周南っ子が育ち活躍できるまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

(2) 施策の方向

青少年がのびのびと健やかに成長するように、地域社会全体で連携、協力して青少年の健全育成に取り組む環境づくりを推進します。

(3) 施策の体系

青少年健全育成	①推進体制の整備 ②家庭・地域・学校教育の充実 ③青少年の社会参加機会の充実 ④青少年を取り巻く社会環境の改善
---------	--

(4) 施策

① 推進体制の整備

- ・ 健全育成活動の指針となる「青少年健全育成プラン」を策定し、施策の総合的、計画的な推進に努めます。
- ・ 青少年問題協議会や市民会議等の関係機関との連携の強化や推進体制の拡充を図るとともに、市民の手による活動の推進基盤となる市民ファンドの設立や活動拠点の整備を検討します。

② 家庭・地域・学校教育の充実

- ・ 健全な家庭づくりや家庭の教育力の向上を図るため、育児相談、教育相談等の相談体制の充実や情報の提供等に努め、家庭教育の充実を促進します。
- ・ スポーツ少年団や子供会、自然体験学習クラブなど、ボランティアにより支えられた地域でのさまざまな健全育成活動の支援・促進を図り、地域の子どもたちをみんなで守り育てていく環境づくりを進めます。
- ・ 学校においては、児童生徒が自立した個人となるための基礎や集団生活上の規律を確実に習得させるとともに、正しい倫理観を醸成する教育の充実を図ります。

③ 青少年の社会参加機会の充実

- ・ 地域の一員として、自主性や社会性を持って、その個性や能力を発揮することができるように、子ども会、スポーツ少年団、青年団等の青少年団体の活動を支援するとともに、青少年のボランティア活動や地域活動への参加を促進します。
- ・ 青少年がより広い視野で社会参加経験を積むために、国内外における相互交流機会の充実を図ります。
- ・ 青少年の自立を促し、生きる力を育むため、自然体験、生活体験等のさまざまな体験活動の場や機会の提供に努めます。

④ 青少年を取り巻く社会環境の改善

- ・ 啓発活動の充実を図り、市民ぐるみの運動として、青少年を取り巻く社会環境の改善に取り組みます。
- ・ 非行や問題行動を未然に防ぐため、家庭、地域、学校と連携した補導体制の整備と情報の共有化に努めます。

2. 幼児教育

(1) 現況と課題

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる時期であり、この時期の教育においては、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していくことが大切です。同世代の幼児と一緒に過ごす集団生活を通じて、豊かな人間性を育むことが幼児教育の役割となっており、そのためには基本的な生活習慣を身につけるとともに、豊かな自然体験により、主体的な思考や道徳性を培うなど、幼児教育の一層の充実を図ることが重要になっています。

こうした中、本市には、公立、私立の幼稚園が各 14 園、計 28 園あり、園児数は 2,468 人（平成 16 年 5 月 1 日現在）となっています。少子化の影響により園児数は減少傾向にありますが、各園では、地域のお年寄りや保護者との三世代交流行事や「まちなのせんせい」を招いて音楽や陶芸を楽しむなど、特色ある教育が実践されています。

今後とも、家庭・地域・幼稚園の連携のもと、教育内容や施設の充実に努めるとともに、幼稚園と保育所との連携の強化についても検討を進め、時代に対応したより質の高い幼児教育を推進していくことが必要です。

(2) 施策の方向

家庭や地域との連携を図りながら、心のふれあいを基本として、感受性と創造性を培い、心豊かな幼児を育成していきます。

(3) 施策の体系

幼児教育	①教育内容の充実 ②教育環境の整備・充実
------	-------------------------

(4) 施策

①教育内容の充実

- ・ 家庭や地域との連携を図りながら、教育内容の充実を図り、「生きる力」の基礎や豊かな人間性を育む教育を推進します。
- ・ 研修体制の充実により、幼稚園教諭の資質の向上に努めます。

②教育環境の整備・充実

A. 施設・設備の整備・充実

- ・ 幼稚園の施設・設備の維持改修に努め、安全な教育環境の整備に努めます。
- ・ 幼児数の推移や各地区の状況をふまえながら、施設の適正配置について検討を行います。

B. 保護者の負担軽減

- ・ 幼稚園就園に伴う保護者の経済的負担の軽減に努めます。

C. 幼稚園・保育所の連携の推進

- ・ 家庭や社会の要請、時代の変化への対応を図るため、両者の特性や地域の実情をふまえながら、幼稚園・保育所の連携強化に向けた研究を進めます。

3. 義務教育

(1) 現況と課題

本市には、小学校が34校1分校、中学校が18校あり、児童生徒数は、12,769名（平成16年5月1日現在）となっています。

義務教育は、人間形成を図っていく上で、たいへん重要な役割を担っており、各学校では、「確かな学力」や「生きる力」を育むために、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな指導や体験的・問題解決的な活動の充実を図っています。

さらに、子どもたちの豊かな人間性を育てることは教育の重要な役割であることから、「心の教育」をすべての教育活動の根幹に位置づけ、特に力を注いでいるところです。

これからは、学校と家庭、地域社会が、より緊密に連携していく必要があります。そして、ゆとりある教育活動の中で、基礎基本の定着を図るとともに豊かな心の育成に努めていくことが一層重要となります。

あわせて、開かれた学校づくりを一層推進し、地域ぐるみでたくましく元気な「周南っ子」の育成に向けて取り組むことが必要です。

一方、多くの学校施設で老朽化が進んでおり、維持、補修に努めるとともに、計画的な建替え等を検討、実施していくことが必要となっています。

(2) 施策の方向

安全で快適な教育環境の整備に努めるとともに、豊かな心の育成を基本として、「確かな学力」や「生きる力」を育む教育の充実を図ります。

(3) 施策の体系

義務教育	①教育内容の充実 ②健康教育の推進及び保健衛生の充実 ③教育環境の整備
------	---

(4) 施策

①教育内容の充実

A. 教育内容の改善、充実

- ・ ゆとりの中で、創意あふれる教育を推進し、児童生徒の生きる力を育むために、学習指導の改善に取り組むとともに、一人ひとりの心に働きかける生徒指導、進路指導の充実を図ります。
- ・ 豊かな心を育む道徳教育や特別活動、体育・文化活動への支援、さらには環境問題に対して理解を深め、環境を守るための実践力を育てる環境教育を推進します。
- ・ 地域の自然や文化・人物等を生かして、「ふるさと学習」や特色ある学校づくりに取り組みます。

B. 一人ひとりの可能性を引き出す特別支援教育の充実

- ・ 障害のある児童生徒に対する教職員の理解を促進し、組織的な支援体制の整備に取り組むとともに、一人ひとりの可能性を引き出す指導や支援が計画的に実施できるように、特別支援教育の充実を行います。

C. 不登校対策の拡充と生徒指導の強化

- ・ 不登校の未然防止に取り組むモデル校を設置するとともに、適応指導教室での指導や学習支援員の派遣等により、不登校問題に対する施策を拡充します。
- ・ 生徒指導上の諸課題に対応するため、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携を推進します。

D. 地域との連携による学校運営の充実

- ・ 保護者や地域住民の多様な意見を把握し、地域や学校の特性、実情等を踏まえた教育内容の充実など、学校運営への反映を図るための学校評議員制度の活用により、地域との連携による学校運営の充実に努めます。
- ・ 時代の要請や社会の変化に応え、多様性と柔軟性に富んだ学校運営の充実を図るため、地域運営学校等の新たな制度についても研究を行います。

②健康教育の推進及び保健衛生の充実

- ・ たくましく生きるための健康教育を推進するとともに、学校環境衛生の改善・充実に努め、児童生徒及び教職員の保健管理の充実を図ります。

③教育環境の整備

A. 安全な通学路と学校区の見直し

- ・ 安全な通学路の確保に努めるとともに、児童生徒数の推移や地域住民の要望により、学校区を見直し、教育の条件整備に取り組みます。

B. 学校施設の整備

- ・ 学校施設の維持・補修に努めるとともに、老朽化した施設については計画的に改築を進めます。
- ・ 耐震診断を行い、耐震補強、改築による耐震化計画を作成し、計画的な整備を行います。

C. 学校給食センターの整備

- ・ 学校給食衛生管理の基準に沿い、給食センターの施設改善と老朽化した施設の統廃合を図り、効率的で衛生的なセンター運営を行います。

4. 高等学校教育

(1) 現況と課題

本市には、全日制高校が9校（県立8校、私立1校）、定時制高校が1校（県立）あり、これまでの偏差値教育に代表される画一的な教育から、一人ひとりの個性や能力を大切にするとり教育への転換が図られ、時代のニーズや地域の要請に応えながら、特色ある学校づくりが進められています。

また、単位制の導入や中高一貫教育への取り組み、さらには、地元の企業等と協力して就業体験を行うインターンシップ制度等も積極的に実施されています。

一方、課外活動においても、活発な活動が展開されており、全国大会への出場や全国的な表彰を受けるケースも多く見受けられるようになってきました。

今後とも社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを進めていくことが重要です。

(2) 施策の方向

地域や中学校との連携を図り、高等学校での教育効果を高めるとともに、良好な教育環境の充実を促進します。

(3) 施策の体系

高等学校教育	①高等学校教育の多様化への対応 ②保護者等の負担軽減
--------	-------------------------------

(4) 施策

①高等学校教育の多様化への対応

- ・ 学科の新設等を関係機関に要望し、高等学校教育の多様化への対応に努めるとともに、地域との交流機会の増加など、魅力ある高等学校づくりを促進します。

②保護者等の負担軽減

A. 奨学金制度の活用促進

- ・ 経済的理由により、就学が困難な生徒の学業継続を支援するため、奨学金制度の活用促進を図ります。

B. 私立高校への助成

- ・ 保護者の負担軽減を図るため、私立高校への助成の充実を図ります。

5. 高等教育機関（大学教育等）

（1）現況と課題

本市には、徳山大学と徳山工業高等専門学校との2つの高等教育機関が設置されており、地域の産業・経済・教育・福祉・文化など、幅広い分野の振興に大きな役割を果たしています。

大学等の高等教育機関を取り巻く環境は、急速に進む少子化や国立大学等の法人化等の影響により大きく変化しており、それぞれの学校では、時代に合わせた組織の改編や個性と創造力あふれる人材の育成に向けた施策の展開など、特色のある取り組みが行われています。

今後、高等教育機関が地域に根ざした特色ある教育機関として一層の充実を図るためには、単に学生に教育を行う場としてだけでなく、「産・学・官・民」のさまざまな形での連携、協力を図り、知的資源の社会還元や公開講座の開設、リカレント教育*といった地域への学習機会の提供など、地域との一層の連携が必要となっています。

（2）施策の方向

「産・学・官・民」の連携により、都市（まち）の活性化を図ります。また、社会人に学習機会を提供し、リカレント教育を促進します。

（3）施策の体系

高等教育機関（大学教育等）	①高等教育の充実支援 ②奨学金制度の活用促進 ③リカレント教育の促進 ④地域との連携の促進
---------------	--

（4）施策

①高等教育の充実支援

- ・ 高等教育機関の学部や学科の設置・再編による組織体制の見直しなど、高等教育の充実に向けた取り組みを支援するために、関係機関に要請等を行います。

②奨学金制度の活用促進

- ・ 経済的理由により、就学が困難な学生の学業継続を支援するため、奨学金制度の活用促進を図ります。

③リカレント教育の促進

- ・ 多様化していく市民の学習ニーズに対応していくために、オープンカレッジ*やサテライトカレッジ*など、公開講座の開催によるリカレント教育を促進します。

④地域との連携の促進

- ・ 産業の活性化に向けた産学連携の取り組みをはじめ、生涯学習や地域活性化など、さまざまな分野での地域との連携を促進し、高等教育機関が有する知的資源のまちづくりへの還元を図ります。

TLO法(Technology Licensing Organizationの略称)

「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年5月6日法律第52号)」。新たな事業分野の開拓、産業技術の向上、大学等の研究活動の活性化等を目的に、大学等における研究成果を、技術移転機関(TLO)を介して民間事業者への技術移転が促進されるように制定された法律。

リカレント教育

学校を修了した社会人が、必要に応じて再び学校の教育を受けるシステム。具体的には、大学等の高等教育機関が、そのような人のニーズに応じて、さまざまな学習の場を提供するというもの。

オープンカレッジやサテライトカレッジ

高等教育機関を地域に開かれた生涯学習の拠点として、学生だけでなく広く一般市民を対象とした各種講座を開催すること。(オープンカレッジは市が主催で行う講座。サテライトカレッジは市と大学等が共同で開催する講座。)

6. 生涯学習

(1) 現況と課題

自由時間の増大やライフスタイルの変化等に伴い、生涯学習に対する関心はますます高まっており、こうしたニーズに対応するため、市内の公民館等においては各種学習講座が提供されています。特に、周辺の大学等と共同で実施するオープンカレッジやサテライトカレッジでは、幅広い分野でそれぞれの特性・特色を生かした講座が開設されており、多くの受講者を集めています。一方、市民自らが学習グループを結成し、自分たちのライフスタイルにあわせて自由な時間に自由な題材で学習するといった動きも多く見受けられるようになりました。

市民が生涯にわたり、いつでもどこでもだれでも自由に学習できるように、高等教育機関や関係団体と連携して、学習機会の充実や各種学習情報の提供に努めるとともに、市民自らが行う講座や教室の開催を支援するなど、市民の多様な学習ニーズに応えていくことが求められており、このため新たな生涯学習推進体制の構築が必要となっています。

また、平成14年度からの完全学校週5日制実施に対応するため策定された「子どもサポートプラン」に基づき、子どもと共に育む地域づくりをめざして、体験活動の機会と場づくりの推進、子どもの参画推進等の事業を実施してまいりました。これらを契機として、学校・家庭・地域が連携しつつ、その力を結集して、子どもを育てる環境を整備することが求められています。

一方、図書館については、生涯学習拠点の一つとして、市民の読書や学習、研究等のさまざまなニーズに応えられるように、資料の充実やコンピュータ化等の整備を進めてきましたが、利用者の増加や多様化・専門化に対応するため、計画的な蔵書の充実や多角的な図書館サービスの提供を図っていく必要があります。特に、読書活動は子どもの健全な成長に不可欠な要素であることから、子どもの読書活動推進のための環境づくりに中核的な役割を果たしていくことが求められています。

(2) 施策の方向

誰もが生涯のあらゆる時期において学習機会を選択して学ぶことができ、その学習効果が生かされる生涯学習社会を構築します。

(3) 施策の体系

生涯学習	①推進体制の整備 ②学習機会の充実 ③地域共育力の向上 ④図書館機能の充実
------	--

(4) 施策

① 推進体制の整備

- ・ 市民主導、地域主導の生涯学習の推進・支援体制を構築するため、生涯学習のまちづくり推進構想及び基本計画を策定し、さまざまな施策が計画的・効果的に展開できる体制を整備します。

② 学習機会の充実

- ・ 多様なライフスタイルに対応した、生涯学習の活動機会の拡充を図るとともに、その学習環境を整備し、市民の生涯にわたる自主的・意欲的な活動の支援に努めます。

A. 市民参画による特色ある学習事業の実施

- ・ 市民参画により、現代的課題や生涯各期に応じた特色ある学習事業を実施します。

B. 学習施設の整備・充実

- ・ 学習情報の提供機能や学習相談機能、学習支援機能を持った生涯学習センター（学び・交流プラザ）の整備を推進するとともに、地域活動の拠点となる公民館施設の充実を図ります。

③ 地域^{きょういくりょく}共育力の向上

- ・ 未来を担う子どもたちを地域の中で育てていくための基本姿勢や行政の役割を具体的な施策として示すとともに、大人一人ひとりが、子どもたちと共に学び合うことの大切さを自覚し、自分にできることを通じて、地域づくりに参加しようという機運の醸成に努め、市民と行政が協働して地域共育力の向上を図ります。

④ 図書館機能の充実

A. 資料・情報及びサービスの充実

- ・ 図書館においては、利用者の多様なニーズに対応した新鮮で豊富な資料・情報の充実を図るとともに、歴史や文化等に関する地域資料の収集保存に努めます。
- ・ 誰もが利用しやすい読書環境の提供に向け、インターネットによる予約や移動図書館等のサービスの充実を図ります。

B. 子どもの読書活動の推進

- ・ 学校図書館との連携を図りながら、児童図書コーナーの充実や幼児・児童を対象としたお話し会の開催等により、子どもが読書に親しむことができる環境づくりを推進します。

地域共育力

大人と子どもが共に学び合い、そして「子どもと共に育む地域づくり」を実現していくための原動力

7. 芸術・文化

(1) 現況と課題

芸術・文化は市民がゆとりと潤いのある生活を実現し、充実した暮らしを送っていく上で、大きな役割を担っています。

このため、文化会館をはじめ、美術博物館や郷土美術資料館等の文化施設を整備し、優れた芸術や美術品等に親しみ鑑賞できる場の提供に努めてきました。

また、市民自らの芸術・文化活動を支援するため、公民館等において学習講座を開設するとともに、活動成果の発表の場として展覧会や音楽会等を開催してきたところです。

一方、各地域に伝統ある文化財等が多く残されており、これらを通じて市民に郷土の歴史や伝統に興味や関心を持ってもらうとともに、次の時代へ正しく受け継いでいくための展示活動や保存活動等の推進も図ってきました。

今後も、市民が優れた芸術や文化に触れる機会の充実に努めていくことが必要であるとともに、市民の芸術・文化活動を促進していくことが大切です。

さらに、これまで培われてきた芸術や文化を継承・発展させるとともに、これらを土壌として、本市独自の新たな芸術・文化を創造していくことが求められています。

(2) 施策の方向

地域の歴史・風土等を反映した特色ある芸術文化活動の振興を図り、身近に芸術・文化を鑑賞、参加、創造することができる機会の充実と環境の整備を推進します。

(3) 施策の体系

芸術・文化	①芸術・文化の振興 ②文化財の保護と活用
-------	-------------------------

(4) 施策

① 芸術・文化の振興

A. 芸術文化活動の推進

- ・ 内外の優れた作品の鑑賞の機会の充実を図り、芸術・文化に気軽に親しむことができる環境づくりを進めます。
- ・ 文化振興財団、文化協会をはじめ、各種文化団体の活動を支援するとともに、芸術祭等の活動発表の場の充実に努め、地域に根づいた芸術文化活動の振興に努めます。
- ・ 伝統芸能への理解を深めるとともに、継承を図るための後継者の育成や他地域との交流による、地域情報の発信に努めます。

B. 施設の整備・充実

- ・ 文化会館、美術博物館、郷土美術資料館を芸術文化活動の拠点施設として、その整備・充実を図ります。

②文化財の保護と活用

A. 保存・展示の充実

- ・ 文化財の計画的な保存・修復を進め、美術博物館、郷土美術資料館等への保存とともに、市民への公開を進めるなど、積極的な活用を図ります。

B. 文化財保護の強化

- ・ 文化財保護対策を進めるとともに、学校や地域において、子どもたちが身近に継続的に文化財を学習、体験できる機会の充実を図ります。
- ・ N P O等の民間団体や文化ボランティア団体等との連携協力を図りながら、建造物や史跡等の文化財及び周辺環境の保存・活用に努めます。
- ・ 特別天然記念物であるナベヅルについては、八代地区周辺が本州唯一の渡来地であることから、ネグラ等の生育環境の整備に努めるとともに、渡来数の回復を図るため、保護増殖事業を推進します。

8. スポーツ・レクリエーション

(1) 現況と課題

スポーツ・レクリエーション活動は、心身の発達や健康の増進をはじめ、活力にみちた豊かな社会を形成する上で重要な役割を果たしています。

自由時間の増大や高齢社会を迎える中で、健康でゆとりある充実した人生が送れるようにスポーツ・レクリエーション活動を市民生活の一部として取り入れることが求められています。

こうしたことから、市民の健康づくりの促進とスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、関係団体等と連携し、各種スポーツ教室や大会の開催に努めるとともに、新たな競技種目の普及等を目的に指導者の育成にも積極的に取り組んでいます。

また、高まる市民のスポーツ・レクリエーションに対するニーズに応えるため、総合スポーツセンターをはじめとする各種施設の整備・充実に努めるとともに、地域における取り組みを支援するため、小・中学校の体育館等の開放も実施しています。

さらに、スポーツイベントや国際大会、全国大会等の誘致に努め、市民に優れたスポーツを楽しむことのできる機会の提供を図っています。

今後、ライフスタイルの変化等にもともなって、スポーツ・レクリエーションに対するニーズはますます高まることが予想されており、市民のだれもが気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めていくことが必要です。

(2) 施策の方向

誰もが生涯のあらゆる時期において、それぞれの体力や技術等に応じて、スポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができる機会と場の提供に努めます。

(3) 施策の体系

スポーツ・レクリエーション	①スポーツ・レクリエーション活動の振興 ②施設の整備・充実
---------------	----------------------------------

(4) 施策

①スポーツ・レクリエーション活動の振興

A. 指導者の養成と確保

- ・ 指導者を確保するため、資格の取得を積極的に促進するとともに、研修会、講習会等を通じて、指導者の資質や指導力の向上に努めます。

B. 団体の育成強化

- ・ 体育協会や地域レクリエーション・スポーツ推進団体、自治会等との連携を図るとともに、地域スポーツ団体、スポーツ少年団等のスポーツ・レクリエーション組織の育成強化に努めます。

C. 機会・情報の提供

- ・ 市民が広く参加できる各種スポーツ教室やスポーツ行事の開催及びスポーツ・レクリエーション活動の啓発、情報提供に努めます。
- ・ プロスポーツや全国大会等の誘致を促進し、優れたスポーツに身近に接することができる機会の拡充を図ります。

D. 総合型地域スポーツクラブの育成

- ・ 子どもから高齢者まで、また、初心者からトップレベルの競技者まで、個々のニーズに応じたスポーツ活動を行うことができる総合型地域スポーツクラブの整備を地域住民と連携を図りながら促進します。

②施設の整備・充実

- ・ 学校体育施設の開放をはじめ、各種スポーツ施設の整備を推進し、市民の身近なスポーツ・レクリエーション活動の場の充実を図ります。

9. 国際交流・地域間交流

(1) 現況と課題

本市では、ブラジルのサンベルナルド・ド・カンボ市、オーストラリアのタウンズビル市、オランダのデルフザイル市と姉妹都市提携を結び、教育・文化・スポーツなど、さまざまな分野で交流を展開しており、定期的に相互訪問も実施し、親交を深めています。さらに、青少年の国際感覚の醸成と国際社会に対応できる人材の育成を目的として、中高生等の海外派遣事業や外国青年語学指導助手の招へい事業を進めています。

民間の事業所では、韓国、中国等の事業所と友好関係を結び、それぞれの分野で交流が図られているほか、市民団体等においても、ホームステイによる青少年の派遣・受入や在住外国人との交流、日本文化の紹介など、市民レベルでの交流が盛んに行われています。

また、徳山下松港には外国船舶の入港も多く、街なかを歩く外国人も多く見受けられます。

一方、国内では、県内の須佐町や三重県久居市と友好都市提携を結び、スポーツ、文化等で交流を深めています。

今後とも内外に開かれた周南市の建設が重要な課題であり、国際交流の推進や国際社会に対応した都市基盤の整備、環境づくり、また、地域間交流の展開による協力関係の維持、強化に努めていく必要があります。

さらに、国際交流だけでなく、国際協力が求められる時代となり、本市としても国際社会の一員として何ができるか検討していくことが大切です。

(2) 施策の方向

さまざまな国際交流・地域間交流活動を通して、各々の文化や価値観を認め、相互理解を深めることができるように支援するとともに、国際協力活動の促進を図ります。

(3) 施策の体系

国際交流・地域間交流	①多様な交流活動の推進 ②国際性豊かな人づくり ③外国人にやさしい環境づくり ④推進体制の強化
------------	--

(4) 施策

①多様な交流活動の推進

- ・ 多くの国々との交流の推進を図るため、市民レベルの国際交流、国際協力活動を促進します。
- ・ 友好都市とさらに多様な交流を図り、地域間での相互理解の促進に努め、協力体制の確立を目指します。

②国際性豊かな人づくり

- ・ 中高校生等の海外派遣や外国青年語学指導助手の招へい等により、国際性豊かな人材を育成するとともに、国際感覚の醸成に努め、市民の国際化への理解を高めます。

③外国人にやさしい環境づくり

- ・ 市内で生活する外国人の増加に対応するため、情報提供の充実を図るなど、外国人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

④推進体制の強化

- ・ 国際交流の推進を総合的かつ全市的に展開するため、行政と市民との連携を深め、推進、協力体制を強化します。
- ・ 国際協力について、検討していきます。

第2節 快適に暮らせるまちづくり

10. 道路

(1) 現況と課題

本市は、市域が 656 km²と県下第 1 位の面積を有しており、市域の一体化がまちづくりにおける重要課題の一つとなっています。

市内には中国自動車道と山陽自動車道の高速道路をはじめ、国道 2 号や国道 315 号、国道 376 号、国道 434 号、国道 489 号、また、県道新南陽下松線、新南陽日原線、県道徳山光線など、幹線道路ネットワークは比較的整備されています。

しかし、東西に走る国道 2 号等においては、特に早朝通勤時の交通渋滞が慢性化しており、大きな問題となっています。

このため、慢性化した交通渋滞への対応や市域の一体化推進のための道路環境の整備に向け、既存道路の整備、充実に図るとともに、新たな幹線道路の整備が大きな課題となっています。

平成 10 年に候補路線となった、臨海部を結ぶ地域高規格道路「周南道路」は、産業の活性化や交通渋滞の緩和、沿道環境の改善にも寄与することが期待されており、早期建設を図る必要があります。

市街地の生活基幹道として機能する都市計画道路については、67 路線、総延長 116.65km を都市計画決定していますが、その整備状況は、整備済延長 79.84km、整備率 68.4%（平成 15 年 3 月末現在）となっており、今後とも、計画的な整備を図っていく必要があります。

一方、地域に密着し、市民生活にとって最も関わりの深い生活道路である市道は、総延長約 1,143 km、道路改良率 61.6%、舗装率 94.1%（平成 15 年 5 月末現在）で、比較的高い整備状況となっていますが、より市民の利便性の向上を図るとともに、安全を確保する上からも、各地域において一体的な整備、改良を促進する必要があります。

また、市民のだれもが道路を安全・快適に利用できるように、歩車道の段差解消等のバリアフリー化や、新設にあたっては、ユニバーサルデザインの導入により整備を進めることが求められます。

(2) 施策の方向

高速道路網を中心とした有機的なネットワーク構築の促進を国、県に働きかけます。

生活道路については、地域活性化やコミュニケーション空間としての活用とあわせ、市民参加型の道路環境づくりを進めます。

(3) 施策の体系

道路	①広域ネットワークの充実 ②市内ネットワークの拡充 ③安心・安全・快適な道路環境づくり ④公共空間としての生活道路整備 ⑤新しい道路をつくるための基準づくり
----	--

(4) 施策

①広域ネットワークの充実

A. 既存幹線の改良・改善

- ・ 東西の大動脈・国道2号は徳山地域（戸田地区）や熊毛地域において、4車線化の拡幅事業が進むなど、渋滞の緩和策が進められていますが、その他の渋滞、事故多発箇所についても、改良改善策の実施を国・県に働きかけます。

B. 新規路線の整備促進

- ・ 「周南道路」の早期実現に向けた取り組みを推進し、候補路線から、計画路線、整備区間となるよう整備促進に努めます。

②市内ネットワークの拡充

A. 地域拠点間道路の改良・改善

- ・ 活発化する地域間交流に対応するため、市内の拠点地区を結ぶ国道、県道の改良を国・県に働きかけます。

B. 都市計画道路の整備

- ・ 市内移動の円滑化と都市活動の活発化の基礎となる都市計画道路については、継続事業を引き続き推進するとともに、新規路線については、その有効性についての綿密な検討に基づき、計画的な推進に努めます。。
- ・ 土地区画整理事業等を通じて、都市計画道路と周辺地区の調和したまちづくりを推進します。

③安心・安全・快適な道路環境づくり

- ・ 歩道と車道の段差を解消するなど、バリアフリー化を推進し、だれもが安心して利用できる道路環境を創出します。
- ・ 交通量の多い幹線道路において、歩行者や自転車、車椅子利用者の安全を確保するため、歩道・自転車道の整備を進めるとともに、生活道路や通学路の安全対策の充実に努めます。
- ・ 定期的な点検、早急な補修事業を行い、安全な道路環境の維持を図るとともに、緑地帯の整備や電線類の地中化等により、災害に強く、景観にも配慮した快適な歩道空間の創出を図ります。

④公共空間としての生活道路整備

A. 市民の憩いの場としての道路整備

- ・ 市民生活に潤いや安らぎを与える道路の環境づくりを目指し、ベンチやポケットパークなど、市民の憩いの場としての整備に努めます。

B. 市道から市民道への転換

- ・ 「つくる」から「使う」道路としての視点で、市民の声や利用者のニーズを反映した道路づくりに努め、親しまれ、愛される道路の整備を進めます。
- ・ 生活基盤である市道の維持・管理については、市民とのパートナーシップにより、市民が守り育てる市民道としての環境整備を目指します。

⑤新しい道路をつくるための基準づくり

- ・ 市民の一体感の醸成や地域の均衡ある発展、また、円滑な地域間交流の促進を図るため、新たな道路整備の推進に努めるとともに、新規道路の選定には、緊急性や効率性など、事業評価の基準を設け、公平で公正な事業の選定に努めます。

1 1. 公共交通

(1) 現況と課題

本市は、国道2号をはじめ、山陽自動車道、中国自動車道が走り、広域的な道路交通網の要衝となっています。さらに、徳山港と九州（大分県）とを結ぶフェリー航路やその徳山港に隣接してJR山陽本線・山陽新幹線の徳山駅もあり、海上交通と陸上交通を結ぶ結節点となっていることから、この利点を生かした交通ネットワークの形成が必要となっています。

また、本市は、市域が広く、日常生活における移動の必要性が高い都市構造となっていることから、通勤・通学者の交通手段として自家用車と公共交通機関の利用が高い状況となっています。

公共交通機関としては、私営バスとJR山陽本線、岩徳線、そして離島航路である大津島航路がありますが、いずれも市民の日常生活に不可欠な生活交通として重要な役割を果たしており、利便性の向上を図っていくことが求められます。

しかしながら、採算性等の問題もあることから、利用の促進等により、これらの生活交通の維持・確保を図ることが重要な課題となっています。

また、公共交通機関の路線周辺以外の地域等における、高齢者や子どもはじめとした車を持たない交通弱者に対する交通手段の確保が重要な課題となっています。

(2) 施策の方向

公共交通機関の利用促進や交通事業者に対する支援等により、生活交通の維持確保を図り、市民が利用しやすい公共交通体系の確立を図ります。

(3) 施策の体系

公共交通	①公共交通機関の充実 ②生活交通の維持・確保
------	---------------------------

(4) 施策

①公共交通機関の充実

- ・ 鉄道については、利用の促進を図りつつ、新幹線「のぞみ」の徳山駅停車の増便や山陽本線、岩徳線の市民の利用実態に合わせた運行ダイヤの適正化をJRに要請していきます。
- ・ バスについては、児童生徒の通学や高齢者の重要な移動手段となっていることから、利用者のニーズに対応した利便性の高い運行を要請します。

②生活交通の維持・確保

- ・ 市民の足として欠かすことのできない生活交通の維持・確保を図るため、不採算バス路線についての助成制度の維持、拡充を国・県に働きかけるとともに、事業者に対し路線の存続を図るよう要請します。
- ・ 広域化の進展や高齢化の進行等に対応し、地域住民の移動手段の確保を図るため、各地域の状況をふまえながら、それぞれの特性に応じた交通システムを検討し、交通サービスの整備充実を図ります。
- ・ 離島航路については、引き続き、島民の生活や観光のための交通の確保に努めます。

12. 港湾

(1) 現況と課題

本市はこれまで、天然の良港であり、特定重要港湾に指定されている徳山下松港を基盤に発展を遂げてきました。

周辺には石油化学コンビナートが形成され、石油や化学、鉄鋼等の基礎素材型産業をはじめとする多くの企業が立地しています。

徳山下松港（徳山港区、新南陽港区）にはマイナス 14 m の大型岸壁をはじめとして、マイナス 12 m 岸壁やマイナス 10 m 岸壁等の公共埠頭が 27 バース、各企業の専用埠頭が 106 バース整備されており、平成 14 年における年間の取扱貨物量は 5,890 万トンと高い数字を示しています。

特に、マイナス 12 m の徳山コンテナターミナルの整備により、国際定期航路も 9 航路となり、取扱量も当初の約 6 倍と大幅な伸びを示しています。このため、最近ではバースの空き待ちといった状況も生じており、2 バース目のマイナス 12 m のコンテナターミナルの整備が求められています。

こうした中、徳山下松港は平成 15 年に、新たにリサイクルポートの指定を受け、今後は動脈物流*に加え、静脈物流*の拠点港としても大きな役割を果たしていくことが期待されており、さらに港湾機能の充実を図っていくことが大切です。

一方、徳山港区においては、「ポートルネッサンス 21 計画」に基づき、山口県において、晴海地区に親水公園等の整備も進められており、中心市街地に隣接する港としての特性・特長を踏まえ、JR 徳山駅周辺で予定されている中心市街地活性化事業と整合性を図りながら、市民に親しまれる空間の整備を図っていくことが必要です。

(2) 施策の方向

国際港としての地位強化に向けた施策の充実とともに、憩いの場としての港湾の整備を促進します。

(3) 施策の体系

港湾	①港湾の整備 ②憩いの場としての港湾づくり（ポートルネッサンス 21 計画の促進）
----	--

(4) 施策

① 港湾の整備

- ・ 産業活性化の基盤となる港湾施設・環境の整備を促進します。

A. 港湾施設・環境の整備

- ・ 新南陽港区におけるN7埋立事業及びマイナス12m岸壁の整備を国・県に要望するとともに、港湾施設と高速道路ネットワークとのアクセス改善に取り組み、国際競争力のある港湾施設の整備を促進します。

B. リサイクルポート関連施策の充実

- ・ 環境にやさしい海上交通の拠点として、その特性を生かした静脈物流の拠点としての役割を強化し、リサイクル産業施設の立地促進等を通じて、良好な環境の創出と地域経済の活性化を図ります。

② 憩いの場としての港湾づくり（ポートルネッサンス21計画の促進）

- ・ 中心市街地との連続性に配慮しながらポートルネッサンス21計画を引き続き促進し、歩道や散策広場等の整備により、市民や観光客が集い、憩い、楽しめる空間づくりに努めます。

動脈物流・静脈物流

動脈物流は一般の商品や原材料の輸送、静脈物流は廃棄物やリサイクルに関する物資の輸送。

13. 公園・都市緑化

(1) 現況と課題

公園は市民に潤いのスペースやスポーツ・レクリエーションの場を提供するだけでなく、コミュニティ活動の拠点として、また、災害時における非難場所としても重要な役割を果たしています。

本市の都市公園は141箇所あり、その面積は170.6haで、都市計画区域内の一人当たりの公園面積は12.1㎡と、全国の平均8.5㎡、山口県の平均11.3㎡をそれぞれ上回っています。また、永源山公園や周南緑地等の大規模な公園緑地は、広場や遊具のほか、文化・スポーツ施設も整備されており、周南地域における憩いの場となっています。

このように、本市では比較的、公園整備は進んでいるものの、設置箇所が既成市街地に集中していることなどから、今後とも整備水準の低い地区等において周囲の状況を考慮しながら計画的に整備を図っていく必要があります。

また、公園をだれもが安心して利用できるように、既存施設のバリアフリー化や新たな整備にあたってはユニバーサルデザインの考えに基づき、事業を進めていくことが求められています。

さらに、公園は市民が最も利用する公共施設の一つであることから、施設内容等を決定する際には、市民の意見を積極的に取り入れ、市民参画のもと、事業展開を図っていくことが大切です。

また、公園・緑地の管理についても、維持管理体制の充実や地元自治会、公園愛護会等の市民参画により、潤いのある快適な環境を持続していく必要があります。

(2) 施策の方向

都市環境の改善や市民のレクリエーション需要に応えるため、さらには防災拠点としての機能を踏まえ、適正な規模と配置に基づき、公園・緑地の効果的な整備を進めます。

(3) 施策の体系

公園・都市緑化	①公園・緑地の整備 ②緑化の推進
---------	---------------------

(4) 施策

①公園・緑地の整備

- 公園・緑地の整備により、都市生活環境を改善し、憩いや潤いの場を提供するだけでなく、市民の安全確保を目指します。
- 「緑の基本計画」を策定し、防災拠点、交流拠点としての機能や整備水準等をふまえ、公園・緑地の適正な配置と計画的な整備を図ります。
- 合併記念公園化事業の推進を図ります。

A. 生活に身近な公園の整備（住区基幹公園：街区、近隣、地区公園）

- ・ 地域コミュニティ内や徒歩圏内に位置する身近な公園として、市街地開発に合わせて整備を図ります。
- ・ 高水近隣公園については、施設の整備を図り早期開設に努めます。

B. 市民の多様なニーズに対応する公園（都市基幹公園：総合・運動公園）

- ・ 市内外から多くの利用者が訪れる永源山公園は、入り口や駐車場等の整備・充実を図り、利便性の向上に努めます。

C. 緑地の整備・保全

- ・ 工業地帯からの公害や火災等に対する緩衝機能だけでなく、緑あふれる市街地のオアシスとして市民に親しまれている周南緑地については、幅広い世代が集い、憩い、遊ぶことのできる憩いの里やテニスコートの整備・充実を図ります。
- ・ 周南緑道緑地については、再整備により防災拠点としての機能の充実を図ります。

D. ユニバーサルデザイン化の推進

- ・ 公園の整備や改修において、緩やかなスロープや多目的トイレの設置など、すべての市民が安全に安心して利用できる施設の整備を図ります。

E. 市民参画による公園づくり

- ・ 新しい公園の整備や既存の公園の改修にあたっては、ワークショップの開催等を通じ、計画づくりからの市民の参画を促進し、意見やアイデアの反映により、愛着が感じられる個性ある公園づくりを目指します。

②緑化の推進

A. 街路整備や公共施設の緑化推進

- ・ 都市計画道路やシンボルロード等の美化・緑化や学校、公営住宅等の公共施設への緑化を推進します。
- ・ 街路樹については、沿道の住民との協働により引き続き適正な維持・管理に努めます。

B. 市民レベルでの緑化の促進

- ・ 宅地開発における建築協定や地区計画に基づく生垣設置をはじめ、民有地の緑化や花いっぱい運動等による潤いのあるまちづくりを促進します。
- ・ 緑化に関する情報提供や相談を行う窓口の設置を検討し、市民レベルでの緑化意識の高揚を目指します。

C. 市民との協働による管理運営

- ・ 公園愛護会をはじめとする市民団体等との協働による、身近な公園・緑地の管理運営に市民の参加ができる体制を目指します。

14. まちの景観

(1) 現況と課題

まちの景観は、地域の歴史や文化、自然環境、市民とまちとの関わりなど、さまざまな要素が作用して形成されます。

本市においても、徳山地域の市街地では、戦後の復興事業により緑豊かな美しい街並みが整備され、鹿野地域においては、潮音洞や漢陽寺を中心として、周辺の歴史資源と調和した清流通りが整備されるなど、各地域において、地域特性を生かした景観を形成するまちづくりが行われ、市民に安らぎと潤いを与えています。

また、市街地においては、都市計画に沿った計画的な整備に加え、建築物の色や敷地の利用等について一定の取り決めを行う地区計画の導入や、電線類の地中化等により快適な都市景観の形成に努めています。

今後もこうした取り組みにより、地域の歴史や伝統に配慮したまちづくりを計画的に進め、美しい街並みを残していくことが必要です。

特に、公共施設の整備にあたっては、景観形成の模範となるよう周辺環境への配慮が大切です。

(2) 施策の方向

地域の歴史、文化を考慮し、周辺の景観と調和した美しいまちの景観を形成します。

(3) 施策の体系

まちの景観	①地域特性に応じた景観の形成 ②美しい景観の形成 ③市民の参画による景観の形成
-------	---

(4) 施策

① 地域特性に応じた景観の形成

- ・ 海岸部における都市集積や山間部、島しょ部等における豊かな自然など、多彩な地域特性を生かした景観の形成に努めます。
- ・ 学校や公民館をはじめとする公共施設の整備の際には、地域の歴史や文化、周辺の環境、景観に配慮したデザインの採用に努めます。

② 美しい景観の形成

- ・ 大規模な民間宅地開発等においては、地区計画等を誘導し、地区全体の住環境の保全、緑地の確保等に配慮した開発の指導に努めるほか、周辺景観との調和を優先させた適切な指導・誘導を行います。

③市民の参画による景観の形成

- ・ 公共施設や道路の整備の際には、計画段階から市民の意見や要望を取り入れながら進めるほか、緑化運動、花いっぱい運動等を通じて、市民の参画による景観形成を図ります。

15. 住宅・住環境

(1) 現況と課題

本市の人口は少子化等の影響により減少傾向にありますが、世帯数は、核家族化の進展等を背景に年々増加しており、平成12年の国勢調査によると総世帯数は60,805世帯で、今後、さらに増加することが予測されます。

こうした中、住宅状況は持ち家比率が62.4%で、その他を公営住宅や民間借家等の賃貸住宅でまかなっている状況です。地域別でみると、熊毛地域や鹿野地域においては持ち家比率が90%を超えて高く、徳山地域や新南陽地域においては平均を下回っており、地域によって居住形態やニーズが異なっています。

一方、市営住宅は、管理戸数が4,009戸（平成16年3月末現在）で、他市と比較するとかなり高い水準にありますが、高度成長期の昭和30年～40年代にかけて整備、建設されたものが多く、施設の老朽化が進んでいます。

このため、計画的に補修、改善等を実施するとともに、耐用年数を経過した住宅については除却、建替え等を実施していますが、その際には、県営住宅や民間住宅等の需給状況を勘案した上で、管理戸数の見直しを図っていくことが求められています。

また、住宅の建替えに際しては、施設のバリアフリー化を図るなど、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず快適な生活を送ることができるよう配慮して進めていくことが重要です。

民間住宅については、宅地開発やマンションの建設等によって供給が図られていますが、良好な住環境や住宅供給の実現に向けて、適切な指導・誘導に努めていくことが必要です。

(2) 施策の方向

地域特性や家族形態等に応じた良好な住環境を提供するための住宅マスタープランを策定し、快適な住環境づくりに向けた施策の充実に努めます。

(3) 施策の体系

住宅・住環境	①住宅マスタープランの策定 ②市営住宅の整備 ③良好な宅地・住宅の供給
--------	---

(4) 施策

①住宅マスタープランの策定

- ・ 都市から農山漁村に至るまでさまざまな要素を持つ本市において、地域特性や家族形態、社会状況に応じた住環境の提供を図るため、住宅施策の基本となる住宅マスタープランを策定します。

②市営住宅の整備

A. 老朽化住宅の維持・補修、建替えの推進

- ・ 補修・改善事業、建替事業、維持保全等の適切な選択に活用するため、「ストック総合活用計画」を策定し、施設の補修、設備の改善が必要なものについては、早急を実施するとともに、耐用年数の経過した住宅については、住宅の需給状況を勘案して計画的に建替えを実施します。

B. ユニバーサルデザインの住まいづくり

- ・ 建替えに際しては、施設内のバリアフリーを標準仕様とするとともに、100戸以上の住宅団地については福祉施設との併設等を考慮します。
- ・ 施設内だけでなく周囲の環境にも配慮した、ユニバーサルデザインの住環境づくりに努めます。

③良好な宅地・住宅の供給

- ・ 風光明媚な地域や歴史資源に恵まれた地区が点在しており、宅地開発に際しては、これらの地域の財産と調和した開発により、良好な宅地・住宅の供給が行われるよう、事業者に対して、市民と協力して指導・誘導に努めます。

16. 市街地の整備

(1) 現況と課題

本市では、市街地を中心とした都市的地域の一体的・総合的な土地利用計画の推進を図るため、2つの地域で都市計画区域の指定を受けています。このうち、徳山地域及び新南陽地域の南部を中心とした周南都市計画区域(周南市)は197.00 k m²、熊毛地域の南部を中心とした熊毛都市計画区域は52.44 k m²となっており、周南都市計画区域(周南市)においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、38.72k m²が市街化区域に指定されています。

こうした中、それぞれの都市計画区域内において、市街地における快適な市民生活のための空間づくりを目指して都市計画道路、公園、下水道等の都市基盤の整備を進めています。

しかしながら、既存市街地の中にも道路や下水道が未整備の地区もあるほか、市街地周辺部においては、ミニ開発によりスプロール化している地区もあり、生活面や防災面からも問題となっています。

こうしたことから、健全な市街地の形成を図るために、道路・公園等の都市基盤施設の整備と宅地の利用増進を一体的に進める土地区画整理事業を推進し、これまで23箇所643.9haの整備を完了しています。現在は、久米中央地区(27.1ha)、富田西部第一地区(23.5ha)、熊毛中央地区(14.1ha)の3地区で事業を施行中であり、早期完成を図る必要があります。

(2) 施策の方向

地域特性を生かした快適な市街地の創造に向けて適切な都市計画の推進を図るとともに、市街地の面的な整備を一体的に促進し、災害に強いまちづくりを進めるため、土地区画整理事業を推進します。

(3) 施策の体系

市街地の整備	①都市計画の推進 ②土地区画整理事業の推進
--------	--------------------------

(4) 施策

①都市計画の推進

- ・ 都市計画の総合的な指針となる都市計画マスタープランを策定し、これに基づき地域特性に応じた個性あるまちづくりを進めます。

②土地区画整理事業の推進

- ・ 3地区の事業について、引き続き市民の合意形成を図りながら計画的に推進し、早期完成に努めます。

A. 安全性の向上

- ・ 区画道路や公園等の整備によるオープンスペースの増加や防災機能の向上を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進します。
- ・ 幹線道路等における歩道やコミュニティ道路の設置により、歩車分離の体系を確保し、交通にかかわる安全性の向上を図ります。

B. 快適性の向上

- ・ 快適な住環境や浸水対策、衛生面の向上を図るため、上下水道、排水路等の整備を推進します。
- ・ 区画道路や公園等の一体的な整備を図り、公共空間の増加による良好な生活環境の形成を推進します。

17. 水道事業

(1) 現況と課題

市民の豊かで健康的な生活の確保や企業活動の活性化を図るためには、良質な水道水を安定的に供給することが不可欠です。

本市の水道事業は、合併に伴い旧2市2町の事業を引き継いだことから、旧市町単位での事業運営を行っており、効率化に向けた事業の統合が課題となっています。

給水人口は、139,215人、普及率は88.0%（平成15年4月21日現在）となっており、給水区域の拡張事業を計画的に進めるとともに、安定給水を行うためには、施設の計画的な更新を進めていく必要があります。

特に、熊毛地域の水道は、住宅団地単位の簡易水道であり、団地以外の地域は水道未普及地域であることから、安定した水源を確保し、水道基盤を整備することが急務の課題となっています。

(2) 施策の方向

水道事業の早期統合により、効率的な運営と良質な水道水の安定供給に努めます。

(3) 施策の体系

水道事業	①水道事業の統合 ②未普及地域への整備拡大 ③施設の維持・補修 ④水質の維持・管理の強化
------	---

(4) 施策

①水道事業の統合

- ・ 旧市町単位で運営している水道事業を早期に経営統合し、市内均一の水道料金体系の実施や効率的な運営による経営基盤の強化を図ります。

②未普及地域への整備拡大

- ・ 給水区域の拡張事業を計画的に進め、水道未普及地域の解消に努めます。
- ・ 熊毛地域においては、安定した水源を確保し、水道基盤整備を進めます。

③施設の維持・補修

- ・ 浄水施設の改修・補修を定期的に行います。
- ・ 老朽化が進み、漏水の可能性がある配水管の計画的な布設替えや効率的な配水管整備を行います。
- ・ 災害時にも水の安定供給が行われるように、配水池や配水管網の整備を推進します。

④水質の維持・管理の強化

- ・ 水道水の安全を確保するため、検査体制の強化を図るとともに、熊毛地域や鹿野地域の簡易水道の水質検査体制を充実します。
- ・ 良質な水道水を供給するため、高度浄水処理施設の整備を検討します。

18. 下水道

(1) 現況と課題

下水道をはじめとする污水处理施設は、市民が快適で文化的な生活を送る上で欠かせない施設であり、豊かな自然環境を保全する上においても、非常に重要な役割を担っています。

本市の下水道処理人口は、約12万8,300人(平成16年3月末現在)で、処理区域の計画人口に対する普及率は82.2%となっており、これに農業集落排水や漁業集落排水、合併処理浄化槽を加えた污水处理施設整備率*は88.5%となっています。地域別に見ると、徳山地域が89.0%、新南陽地域が96.4%、熊毛地域が76.4%、鹿野地域が66.1%となっており、さらに地域特性に応じた污水处理施設の整備を促進し、未整備区域の解消に努めていく必要があります。

一方、徳山、新南陽地域の公共下水道においては、整備後かなりの年数が経過し、管渠をはじめ、ポンプ場、浄化センター等の老朽化が進んでおり、計画的に更新を図っていくことが求められています。

また、徳山地域の市街地の一部においては、汚水と雨水を同じ管渠で処理する合流式下水道方式が採用されているため、大雨の際には、汚水が周辺の河川や港湾に流れ出すなどの事態も生じていることから、衛生上、水質管理上大きな問題となっています。

さらに、市街地の浸水被害対策も重要な課題となっています。

(2) 施策の方向

快適な生活環境の形成と美しい地域の形成を目指す観点から、汚水、雨水対策を進めます。

(3) 施策の体系

下水道	①污水处理施設の整備推進 ②雨水対策の充実 ③効率的な管理の実現
-----	--

(4) 施策

①污水处理施設の整備推進

A. 処理区域の拡大

- ・ 既成市街地内の未整備地区を早期に解消するほか、公共下水道普及率の比較的低い熊毛地域や鹿野地域の公共下水道の整備に努めます。
- ・ 山間部等の集落においては、農業集落排水事業や合併処理浄化槽の整備など、地域特性に応じた処理方法を検討し、快適で環境に優しい生活環境を創出します。

B. 施設の維持・更新

- ・ 下水道施設の適正な維持管理を行いながら、老朽化が進む管渠を計画的に改築していくとともに、ポンプ場や浄化センターについても施設の改築・更新や増設を進め、増加する処理量に対応していきます。
- ・ 合流式下水道区域においては、水環境等の改善を図るため施設の改善に努めます。

②雨水対策の充実

A. 公共下水道（雨水）の整備

- ・ 街路事業や土地区画整理事業等の市街地整備に合わせて、公共下水道（雨水）の整備を進めます。

B. 浸水対策の充実

- ・ 都市化の進展による保水力の低下に伴い、市街地を中心に豪雨時の浸水被害の危険性が増しており、雨水路の整備やポンプ場等の施設の能力向上を図るとともに、市民との協働による雨水排水の排出抑制等についても検討を進めます。

③効率的な管理の実現

A. 維持・管理の効率化

- ・ 下水道施設の「改築計画」を策定し、施設や管渠の効率的な維持・管理に努めます。

B. 情報技術の導入による効率化

- ・ 広範囲にわたる管路施設情報の適正な管理を行うとともに、窓口業務の迅速化による市民サービスの向上を目的に、情報技術を活用した「下水道総合情報管理システム」を構築します。

汚水処理施設整備率(%)

$$\frac{\text{下水道、農業・漁業集落排水施設等、合併処理浄化槽の処理区域内人口}}{\text{総人口（住民基本台帳人口）}} \times 100$$

19. 河川・水路

(1) 現況と課題

本市には河川が計79河川あり、このうち、1級河川が4(1水系)、2級河川が23(7水系)、準用河川が52となっています。

河川は利水や治水において重要な役割を果たしているだけでなく、潤いのある空間の提供など、市民生活において欠かせないものとなっており、そのため、周辺住民やボランティアグループ等が中心となって、河川の清掃等が行われています。

また、河川にはさまざまな動植物も生育しており、夏休み等にはこれらの生態系を観察する自然教室も開かれています。

このように、河川は多くの機能を有する、市民にとって大変貴重な財産であることから、これら河川が本来持つさまざまな機能が十分発揮されるように、適切な維持・保全に努めていくことが必要です。

一方、排水路については、大雨時等において雨水が適正に排水処理されるように、公共下水道における雨水路の整備と連携を図りながら、計画的な整備を図っていくことが求められています。

(2) 施策の方向

市民の生命や財産を水害から守るための整備推進と快適な水辺空間の創出を努めます。

(3) 施策の体系

河川・水路	①河川・水路の整備 ②市民とともに育む水辺空間（子どもが遊べるせせらぎに）
-------	--

(4) 施策

①河川・水路の整備

A. 安全性の確保

- ・ 水害の恐れのある地域については、堤防の強化や河積の拡大、ポンプの設置等を行い、安全性の確保に努めます。
- ・ 2級河川については、高潮対策や浸水防止等の安全性の強化のための改修や施設の適切な管理を県に対して要請します。
- ・ 市街地においては、公共下水道事業と連携して、効率的な雨水対策を行います。

B. 親水空間の創出

- ・ 周囲の自然や景観に配慮した親水空間の整備に努め、市民が河川に親しみを持てる機会を創出します。

②市民とともに育む水辺空間（子どもが遊べるせせらぎに）

- ・ 地元ボランティアや学生等が行っている河川の清掃活動や浄化活動を積極的に支援するほか、河川整備において市民からの提案の反映を図るなど、市民に愛され、市民とともに生きる水辺空間づくりに取り組みます。
- ・ 親水空間の周辺への植栽等により、快適な瀬づくりに努め、子どもたちが集える場を創出します。

20. 循環型社会

(1) 現況と課題

地球の温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊など、地球規模での環境問題への対応が求められる中、環境への関心が高まっています。

こうした中、本市では、一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの減量化に取り組む一方、環境に負荷の少ない循環型社会の実現に向けて、ごみの再資源化を促進し、リサイクルセンター・ストックヤードを活用したリサイクルの推進に取り組んでいます。

また、地球温暖化の原因である温室効果ガス排出量削減のために、平成15年に市役所事務を対象とした「周南市役所エコ・オフィス実践プラン」、さらに平成16年には市全域を対象とした「周南市地域省エネルギービジョン」を策定し実践しています。

こうした取り組みを体系的に推進していくため、平成16年7月（予定）に市民、事業者、行政の役割と責務を明確にし、環境への取り組みを示す「環境基本条例」を制定しました。現在、環境施策に関する基本的な方針を示す「周南市環境基本計画（仮称）」の策定を進めているところです。

山口県においても、ゼロエミッション社会の構築を県政の最重要課題と位置づけ、山口エコタウン事業の推進が図られています。

また、平成15年に臨海部に立地している石油コンビナートが「環境対応型コンビナート特区」に、続いて徳山下松港が静脈物流の拠点施設として「リサイクルポート」の指定を受けるなど、企業活動の分野においても、環境との調和に向けた取り組みが活発に展開されており、廃棄物を原材料とする新たな産業も育ちつつあります。

大量生産や大量消費、大量廃棄の社会経済活動のあり方を見直し、市民、事業者、行政が協働して循環型社会づくりに取り組んでいくことが必要です。

(2) 施策の方向

資源やエネルギーの循環・効率化を進め、循環型社会の周南モデルの形成を目指します。

(3) 施策の体系

循環型社会	①市民・事業者・行政が協働した取り組みの展開 ②ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進 ③効率的な廃棄物処理システムの確立 ④地元環境関連産業との連携 ⑤環境教育の推進 ⑥エネルギー対策の推進
-------	---

(4) 施策

①市民・事業者・行政が協働した取り組みの展開

- ・ 市民、事業者、行政それぞれが主体となり協働して、ごみの発生・排出削減や再資源化に取り組みます。
- ・ 市民生活や事業活動を環境配慮型に転換するための啓発事業等を展開するとともに、環境衛生自治会の充実やクリーンリーダーの拡充、環境にやさしい企業登録制度の導入等を推進します。
- ・ 関係機関と協力して行う不法投棄パトロールや放置自動車・自転車対策等により、廃棄物の不適正処理の防止対策を図ります。
- ・ 市においては、ISO14001 の認証取得など、環境自治体を目指したシステムづくりを進めます。

②ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

A. 家庭でのごみの減量化・再資源化の推進

- ・ 発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを基本とし、家庭での分別・資源物回収の徹底によるごみ減量運動に取り組みます。
- ・ 家庭ごみコンポスト化事業等の積極的な推進により、生ごみ等の減量化・再資源化に取り組むなど、市民と協働した施策を進めます。

B. リサイクルプラザ、センターの整備、充実

- ・ リサイクルプラザを整備し、収集された資源ごみを効率的に選別、再資源化するとともに、粗大ごみ、不燃ごみのリサイクルも展開します。
- ・ 既存のリサイクルセンター・ストックヤードを有効に活用し、地域に密着したリサイクルを推進します。

③効率的な廃棄物処理システムの確立

A. ごみ収集体制の統一

- ・ 「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各地域で異なっているごみ収集・処理システムを統一し、市全域のごみ処理の効率化を図るほか、循環型社会づくりを推進する体制を構築します。

B. し尿収集、処理の適正化の推進

- ・ 老朽化が進むし尿処理場の早急な整備を図ります。
- ・ 市域全体での適正なし尿処理について検討を進めます。

④地元環境関連産業との連携

A. リサイクルポートの活用

- ・ リサイクルポートに指定された徳山下松港を静脈系資源の物流拠点として位置づけ、臨海部における基礎素材型産業の集積を生かした、新たな環境関連産業の創出や既存産業の環境分野への事業展開の促進を図ります。
- ・ 環境関連事業を手がける中小事業所に対しても、情報提供や技術供与が可能となるシステム構築を目指します。

B. 「環境対応型コンビナート特区」の活用

- ・ 「環境対応型コンビナート特区」の認定に基づく地区内企業のエネルギーの効率的な供給・利用に向けた取り組みを支援します。

⑤環境教育の推進

A. 環境教育・学習の場づくり、体験活動機会の創出

- ・ 内外のごみ処理施設やリサイクル施設、環境関連企業の見学を実施するほか、勉強会の開催などにより、啓発活動の充実を図ります。
- ・ 学校教育等において、地球環境問題やごみ問題について学習するなど、子どもの頃からの環境意識の醸成に努めます。
- ・ リサイクルプラザ建設にあたって市民参加、事業者との協働を進める普及啓発機能を付加します。

B. 環境教育の人づくり

- ・ 環境衛生推進団体の活動と連携し、環境問題についての勉強会、出前講座の開催やリサイクル祭りの開催、環境教育資料の作成による市民の環境意識の高揚に努めます。

⑥エネルギー対策の推進

A. 再生可能なエネルギーの活用

- ・ 風力、太陽光といった自然エネルギーや動物の排泄物、植物等を利用したバイオマスの活用など、地球にやさしい再生可能なエネルギーの可能性について検討を進めます。

B. 「周南市地域省エネルギービジョン」の実行

- ・ 公共施設の省エネルギー設備改修や小・中学校における環境教育など、ビジョンに掲げる9つの重点項目を推進します。

C. 「地域再生計画」への取り組み

- ・ 国の「地域再生計画」に認定された「周南市地球温暖化防止まちづくり計画」への取り組みを進め、二酸化炭素排出量の削減や新エネルギー導入等を通じた地域経済の活性化、雇用の創出に努めます。

D. 「周南市役所エコ・オフィス実践プラン」の実行

- ・ 市が実施する事務・事業について環境への負荷を低減し、環境にやさしいオフィス（エコ・オフィス）づくりを推進することにより、排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化の防止に寄与します。
- ・ 省資源・省エネルギー、ごみの減量化・再資源化、建築物の建設・管理等にあたっての環境への配慮、環境に配慮した製品等の購入・使用及び職員の環境保全意識の向上に取り組みます。

2 1. 自然環境

(1) 現況と課題

本市は、山と海に囲まれた豊かで美しい自然を有しています。また、八代地区周辺は特別天然記念物のナベツルの渡来地となっているなど、各地に希少動植物が生息・群生しています。さらに、臨海部の大島半島や大津島は、瀬戸内海国立公園の一部に指定されているほか、鹿野地域には、錦川や佐波川の源流部をはじめとして、重要な水源林があり、豊かな自然に恵まれています。

こうした豊かで貴重な自然は、農林水産業の振興上、重要な要素であるとともに、水源については、水道水等の重要な供給源となっており、国土の保全やゆとりある市民生活を送る上で欠かすことのできない市民共有の財産です。

市ではこうした豊かな自然を守るため、関係団体や市民グループ等と連携を図りながら保全に努めており、今後とも自然保護活動や環境保全活動等の事業の展開を図りながら自然環境の保全や自然を大切にす豊かな心を後世に受け継いでいく必要があります。

一方、近年、「エコロジー」という言葉に代表されるように、自然と人との関わり方も「自然を守る」から「自然とともに生きる」という姿勢に変化しつつ「あり、こうした時代の流れにも対応した施策の展開が求められています。

(2) 施策の方向

自然環境との共生を基本に、地域特性に応じた自然環境の保全と活用を市民とともに推進します。

(3) 施策の体系

自然環境	①自然の保全と活用施策の充実 ②自然と市民のかかわりの創出
------	----------------------------------

(4) 施策

①自然の保全と活用施策の充実

- ・ 自然環境の適切な把握により、地域特性に応じた農林水産業の振興や都市住民との交流活動のほか、観光資源等への活用法を検討します。
- ・ かけがえのない自然を後世に引き継いでいくため、ナベツルやブナの原生林など希少動植物の保護の徹底を図ります。
- ・ 宅地開発等を行う際には、周囲の自然環境と調和したものとなるように、事業者への指導の徹底と誘導に努めます。

②自然と市民のかかわりの創出

A. 市民参加の自然保護活動

- ・ 農林業従事者の減少等により、農地や森林の荒廃が進んでおり、地域住民やボランティア団体等と協力しながら、潤いのある自然の再生に取り組みます。
- ・ 河川の持つ潤いのある空間や水資源としての重要性を再認識するため、地域住民やボランティア団体等と協力しながら、河川や水源森林の保全に努めます。

B. 市民の自然共生意識の啓発

- ・ 一人ひとりの市民が、自然との共生意識を持てるように、自然環境の保全に関する情報提供や啓発活動を積極的に行います。
- ・ 環境美化推進運動や「花いっぱい運動」等の活動を積極的に展開します。

C. 交流手段としての自然の活用

- ・ 自然との関わりの少ない都市部の人たちが、自然との共生意識を体験することのできる「グリーンツーリズム」等を実施し、自然を舞台とした「都市と農村との交流」の活性化を図ります。

2.2. 地域情報化

(1) 現況と課題

パソコンや携帯電話をはじめとする情報機器の急速な普及とともに、インターネットの発達により、情報通信の分野は大きく様変わりしてきました。文字、音声、動画など、マルチメディアでの情報のやり取りが日常的に行われ、インターネットに接続すれば世界中のさまざまな情報の入手や世界中に向けた情報発信を簡単に行うことができる時代となりました。

こうした情報化社会の恩恵を享受するには、画像や動画など、データ量の多い情報を短時間に送受信できるブロードバンド*の通信環境が必要とされ、市内でも、人口密集度が高い地域においては、ADSL*やFTTH*等の高速通信サービスが提供されています。

しかし、山間部や島しょ部等の人口密集度が低い地域にあっては、こうしたサービスが提供されていないなど、地域間の情報通信格差が課題となっています。

このため、本市では第三セクターのケーブルテレビ事業者によるエリア拡張を支援し、テレビ視聴における格差是正とともに、CATV*インターネットが利用できる区域の拡大に努めています。

また、こうした高度情報化時代に対応するため、市では行政分野における情報化も積極的に進めており、CATVをネットワーク回線として利用した行政イントラネット*を整備し、市のホームページを通じて、さまざまな市政情報を発信・提供しているところです。

今後は、より高度な行政サービスを提供していくため、行政のあらゆる分野での電子化を進め、「電子市役所」の構築を目指すことが求められています。

こうした情報化の推進にあたっては、十分なセキュリティ対策を講ずるとともに、市民や市職員の情報活用能力の向上にも努めていくことが必要となります。

(2) 施策の方向

「人、モノ、情報」の交流促進のため、地域と行政の両面で情報化を推進します。

(3) 施策の体系

地域情報化	①情報通信基盤の整備 ②電子市役所の推進 ③IT活用能力の向上
-------	---------------------------------------

(4) 施策

①情報通信基盤の整備

- ・ 高度情報化社会の基盤となる高速通信回線網として、CATVを市内全域に整備し、市民生活や企業活動の利便性の向上を図ります、。
- ・ 高速通信回線網を活用し、行政サービスの向上に取り組みます。

②電子市役所の推進

- ・ 市役所業務の電子化を推進し、行政運営の効率性や透明性を高めるとともに、情報公開を進め、市民の市政への参画を促進します。
- ・ 家庭や職場から 24 時間いつでも各種申請や届出ができる電子申請受付システムの構築やホームページの充実強化等を進めています。
- ・ 電子化の推進にあたっては、システムの安定稼動とセキュリティへの十分な配慮のもとで取り組みを進めます。
- ・ 内部事務の電子化として、電子決裁基盤を構築し、文書管理、財務会計等のシステムとの連携を図って、総合的な行政情報システムを確立します。

③ I T*活用能力の向上

- ・ 電子市役所を推進し、I Tを活用して高度な市民サービスを提供するためには、サービスを提供する側も受ける側も、パソコン等の情報機器に対する知識や利活用能力が必要となるため、I T活用能力の普及向上に向けた取り組みを進めています。

ブロードバンド(Broadband)

広帯域。データが行き来するための道幅が広いという意味で使われる。高速で大容量の情報のやりとりが可能なインターネット接続のこと。

C A T V (Community Antenna TV)

テレビの有線放送サービス。山間部など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でテレビの視聴を可能にするという目的で開発された。近年では多チャンネル化とともに、自主放送チャンネルによる地域情報番組の放送や高速インターネット接続サービス等も行う事業者が増えている。

ADSL (Asymmetric Digital Subscriber Line)

一般の電話回線を用い、音声を伝えるのには使わない高い周波数帯を利用して高速データ通信を行うもの。

F T T H (Fiber To The Home)

家庭やオフィスに光ファイバーをダイレクトに引き込む超高速通信サービス。

イントラネット(intranet)

インターネットの通信技術を使って構築した企業や団体の組織内ネットワーク。

I T (Information Technology)

情報通信技術。コンピュータやデータ通信に関する技術の総称。

第3節 安心して生活できるまちづくり

23. 地域福祉（社会福祉）

（1）現況と課題

地域社会は子どもから高齢者、男性と女性、あるいは、障害のある人や経済基盤の弱い人など、さまざまな市民によって構成されていますが、高齢化・少子化の進展をはじめ、核家族化の進行など、さまざまな要因によって地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、市民が住み慣れた地域の中で、豊かな暮らしを実現していくためには、市民一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスの提供など、福祉の充実を図っていくことが重要です。

また、福祉サービスをより有効なものとするためには、保健や医療との連携を図り、総合的な施策の推進に努めていくことが必要です。

さらに、ともに支え合う精神のもと、地域住民が相互に助け合う支援システムを構築することが必要であるとともに、地域福祉の担い手であるボランティアグループやNPO等の地域組織を育成、支援していくことも、地域福祉の充実を図る上で大変重要になっています。

このほか、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進し、市民のだれもが快適に地域の中で暮らすことのできる環境づくりを進めていくことが大切です。

こうしたことから、地域福祉の一層の充実に向けて「地域福祉計画」の策定を進めており、今後、この計画に基づく諸施策の推進に努め、市民の一人ひとりが地域で安心して生き生きと生活できる周南市の実現を図ることが重要です。

（2）施策の方向

ノーマライゼーションの理念のもと、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを目指します。

（3）施策の体系

地域福祉（社会福祉）	①地域福祉活動の強化 ②人材の養成・確保対策の推進 ③総合的な福祉ネットワークの整備 ④人にやさしいまちづくりの推進
------------	---

(4) 施策

① 地域福祉活動の強化

A. 地域福祉組織の充実

- ・ 社会福祉協議会をはじめ、地域福祉組織の活動の拡充を図るとともに、市民一人ひとりのボランティア意識の高揚やボランティアグループやNPO団体等の育成・支援に努め、各種団体等との連携を強化し、地域ぐるみで地域福祉を展開します。

B. 施設と地域の交流

- ・ 地域住民と施設入所者との交流の促進をはじめ、介護技術など、施設の持つ機能の地域への開放を促進します。
- ・ 学校教育、社会教育との連携を密にして、福祉教育の推進に努めます。

② 人材の養成・確保対策の推進

A. 人材の養成、資質の向上

- ・ 福祉ニーズの増大や多様化、高度化に対応するため、人材の養成及び研修等による資質の向上を図ります。

B. 人材の発掘と活動の場の提供

- ・ 関係機関と連携し、地域住民による自主的活動を通して人材の発掘を図り、専門職としてのサービス提供ができるように、学習の機会や活動の場の確保に努めます。

③ 総合的な福祉ネットワークの整備

A. 在宅サービスの総合的供給体制の確立

- ・ 社会福祉センター、総合福祉センターを地域福祉活動の拠点として、在宅福祉の推進に努めるとともに、市民ニーズを的確に把握し、個々のケースに応じた効果的できめ細かなサービスの提供に努めます。

B. 保健・医療との連携

- ・ 健康に関する教育、相談体制、あるいは健康診査や予防施策等の保健福祉の情報提供、また、疾病対策としての一次医療・入院可能な二次医療体制や関係機関との連携を一層強化していきます。

④ 人にやさしいまちづくりの推進

- ・ 公共施設や歩車道等の段差解消、道路の斜度の改善、低床バスの導入支援などのバリアフリー化を推進し、障害者や高齢者をはじめ、すべての人が安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

2 4. 高齢者福祉

(1) 現況と課題

本市においても、高齢化が急速に進展しており、65歳以上の高齢者の人口に占める割合は21.6%（平成16年4月1日現在）となっており、今後、ますますこの傾向が進むことが予測され、また、高齢者に占める一人暮らしの割合も13.8%と年々高くなっています。

こうした状況にともなって、寝たきりや痴呆等の介護を必要とする高齢者も急速に増加しており、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、平成15年に高齢者の介護、保健及び福祉等に関する総合的な計画として「高齢者にやさしいまちづくりプラン（介護保険事業計画・老人保健福祉計画）」を策定しました。

このプランに沿って、高齢者が社会の一員として、さまざまな社会活動を通して、生きがいをもち活力を持って日々暮らせるように、就労の機会をはじめ、高齢者の社会参加のための環境づくりを推進することが重要です。

また、介護が必要となった場合においても、できる限り住み慣れた家庭や地域で安心して生活が送れるように、利用者本位の福祉サービス提供の実現に向け、支援体制の確立が必要です。

一方、施設入所が必要な方など、高齢者ニーズについては細かな分析を行い、真に高齢者の幸せにつながる高齢者福祉施設の整備、充実にも努めています。

高齢者が生き生きと安心して暮らすことのできる社会の実現は、すべての市民にとって非常に重要な課題であり、今後とも市民、地域、企業、行政が一体となって、保健、医療、福祉の連携による高齢者施策の総合的な推進を図っていくことが大切です。

特に、住み慣れた地域で安定した暮らしが実現できるように、在宅福祉のサービスの充実に努めることが必要であるとともに、高齢者が生涯を通じて、長年培ってきた知識や経験を生かして、健やかで自立した生活ができるように、生涯現役社会に向けた環境づくりが求められています。

(2) 施策の方向

高齢者が生涯を通じて健やかで自立した生活を送ることができる社会的支援システムの構築を目指します。

(3) 施策の体系

高齢者福祉	①介護予防の推進 ②生涯現役社会づくりの推進 ③高齢者の生活環境の整備 ④介護保険制度の充実
-------	---

(4) 施策

①介護予防の推進

A. 高齢者保健事業の充実

- ・ 生活習慣病の予防を図ることを目標に、健康相談、健康診査、訪問指導等を実施します。

B. 高齢者生活支援施策の充実

- ・ 高齢者の自立した生活を支援するため、配食サービスやデイサービス等の各種生活支援施策の充実を図ります。

C. 生きがい・健康づくり施策の充実

- ・ 敬老会、介護予防教室等の各種事業を地域と一体となり推進します。

D. 痴呆性高齢者に対する総合的な施策の推進

- ・ 痴呆に対する正しい理解、適切な介護の方法等の普及啓発や、予防対策としての健康教育・健康相談の実施、相談体制・サービス提供体制の整備に努めます。

E. 家族介護支援事業の充実

- ・ 高齢者が住み慣れた自宅で自立した生活をするためには、家族介護者による支えが重要となることから、家族介護者を支援するための事業を実施します。

F. 介護予防施策の推進体制の整備

- ・ 支援を必要とする高齢者が地域で自立した生活ができるように、保健センター、在宅介護支援センターを中心に総合的にサービスが提供できる体制づくりを推進します。

②生涯現役社会づくりの推進

A. 生涯現役社会の実現に向けた環境づくり

- ・ 生涯現役社会の実現に向け、各種イベントの開催や広報等による周知、さまざまな分野におけるリーダーの育成を推進します。

B. 社会参加・社会貢献活動の促進

- ・ 地域社会の一員として高齢者が長年培ってきた経験、知識をもって積極的に地域活動に参加できる機会や環境づくりを進めるとともに、地域で尊敬される存在となれるような生きがいづくり・仲間づくりの支援をします。

C. 多様な就労機会の確保・働く環境づくり

- ・ シルバー人材センターの機能の充実を図りながら、就労機会の確保を一層推進するとともに、個々の状態に応じて働くことのできる環境づくりに努めます。

D. 生涯にわたる学習・スポーツ活動の推進

- ・ 高齢者の学習・文化活動を推進するため、福祉センター等での趣味・教養講座の開催等を図るとともにスポーツ活動へのニーズに対応できる体制づくりに努めます。

③高齢者の生活環境の整備

A. 高齢者の多様なニーズに対応した居住関係施策の推進

- ・ 住み慣れた地域において、だれもが安心して生活できるよう必要に応じ、従来の画一化したケアハウス*や養護老人ホームといった施設のみならず、世代間交流も可能な新たなスタイルの居住関係施設の整備や住宅改修支援の充実に努めます。

B. 地域における高齢者の支援体制の確立

- ・ 在宅介護支援センター等による総合的な相談体制を充実するとともに、地域住民、ボランティア、関係団体、行政が一体となって支えあう体制づくりや緊急通報体制の拡充を推進します。

C. 高齢者が安心して外出できる環境の整備

- ・ すべての市民が安全で快適な日常生活を送れるよう、公共施設等のバリアフリー化をはじめ、ハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。

④介護保険制度の充実

A. サービス提供基盤の整備

- ・ 居宅サービスについて、安定的なサービスの提供が図られるよう、提供基盤の維持・強化に努めるとともに、人材の確保について積極的な支援を図ります。
- ・ 施設サービスについては、的確な介護需要の把握をもとに整備を進めるとともに、ユニットケア方式*によるサービスの質の向上や、グループホーム*等の在家的施設の整備についても検討していきます。

B. 利用者主体の体制づくり

- ・ 利用者がサービス内容について、主体的に事業者の選択ができるように情報提供を行うとともに、あらゆる相談、苦情に対応できる体制づくりに努めます。
- ・ 特別養護老人ホームへの入所希望者については、必要性の高い方からの入所を進めるために、施設の入所検討委員会との連携により、円滑な施設入所に努めます。

C. 介護サービスの質的向上の促進

- ・ 介護支援専門員が適切な居宅サービス計画を作成できるように、情報の提供や研修の実施、事業者間の連携の促進を図ります。

D. 円滑な制度運営のための体制づくり

- ・ 介護保険制度のより一層の理解を深めるための普及啓発活動を進めます。
- ・ 要介護認定の質の向上と均質化のための研修や情報提供により公平公正な認定に努めます。

ケアハウス

60歳以上の身体機能の低下があるかまたは独立して生活することに不安のある高齢者で、家族による援助を受けることが困難な方が入所できる施設。自立した生活を送れるように配慮されており、介護を必要とする状態になった場合は、訪問介護等の介護保険サービスを利用できる。

ユニットケア方式

施設の居室をいくつかのグループに分けて、それぞれを一つの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うもの。

グループホーム

地域社会のなかにある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、数人の痴呆性高齢者が共同生活を営むもの。

25. 障害者福祉

(1) 現況と課題

本市ではノーマライゼーションの理念のもと、「自立と社会参加」を基本として、障害者福祉サービスの提供に努めてきました。

こうした中、社会福祉法等の一部が改正され、平成15年度から、これまで行政がサービスの受け手を特定し、サービスの内容を決定していた「措置制度」にかわり、障害のある人自らがサービスを選択し、事業者や施設と対等な立場に立って契約によりサービスを利用できる「支援費制度」がスタートするなど、障害者を取り巻く環境も大きく変化しています。

障害のある人が住み慣れた地域の中で、生き生きと暮らしていけるように、利用者の視点に立って、ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイ等の在宅福祉サービスの充実に努め、一人ひとりのニーズに応じていくことが必要です。

このためには、協働、支え合いの精神のもと、地域での支援体制を整備していくとともに、その担い手として期待されているボランティア団体やNPO等の育成や活動の支援に取り組んでいくことも大切です。

また、「自立と社会参加」の促進に向けて、市街地や施設におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入や、通所授産施設や福祉作業所、共同作業所等の整備・充実に努めるなど、人にやさしいまちづくりを推進していくことが必要です。

(2) 施策の方向

障害のある人もない人も、ともに社会の一員として生活し、活動する地域社会づくりを目指します。

(3) 施策の体系

障害者福祉	①福祉サービスの充実 ②地域での支え合いの推進 ③就労の促進と拠点の整備
-------	--

(4) 施策

①福祉サービスの充実

A. 在宅福祉サービスの充実

- ・ 補装具等の給付や重度障害者医療費等の各種助成制度の充実に努めるとともに、ホームヘルプサービス等の支援費制度事業についても、周知の徹底と制度の充実に努めます。

B. 施設福祉サービスの充実

- ・ 地域における既存施設の有効活用のため、相互利用の推進やそれぞれのニーズに応じた施設の整備を図ります。

②地域での支え合いの推進

A. 地域ボランティアの育成

- ・ 手話サークルや要約筆記サークル、点訳・音訳ボランティアなど、障害のある人を支える地域ボランティアやNPOの育成の取り組みを進めます。

B. 保健・医療・福祉のネットワークの構築

- ・ 医療・保健関係機関との連携を図り、保健・医療・福祉のネットワークを構築し、総合的な支援を行います。

③就労の促進と拠点の整備

A. 雇用対策の推進

- ・ 公共職業安定所をはじめ、関係機関との連絡を強化し、障害者の雇用に関する啓発活動を推進するなど、雇用環境の整備を促進します。

B. 就労施設の整備促進

- ・ 地域における昼間活動の場として重要な役割を果たしている福祉作業所や共同作業所等の施設の充実に努めます。

26. 児童福祉

(1) 現況と課題

本市の5歳以下の乳幼児数は、平成7年の国勢調査での8,857人から、平成12年の国勢調査では8,738人となり、119人減少しており、少子化傾向にあります。

一方、市内には公立19園、私立8園の計27園の保育所がありますが、乳幼児人口が減っているにもかかわらず、女性の社会進出等の影響により、入所児童数は増加しています。

こうしたことから、保護者の保育料の負担の軽減を図るため、二人以上の子どもが保育所に通っている場合、一人のみ保育料を徴収し、他の子どもについては保育料を無料とする制度を実施しています。

また、現在の社会情勢を反映させて、多様化する保育ニーズに応えるため、延長保育や一時保育、休日保育、病後児保育等の拡充に努めています。

さらに、子育て交流センターを設置して子育ての支援を行うとともに、会員相互で育児の支援を行うファミリーサポート事業や、育児に対する不安や悩みの相談、親子ふれあいの場を提供する子育て支援事業にも積極的に取り組んでいます。

今後も、子どもを安心して育てられる地域社会の実現に向けて、子育てのための環境づくりを推進していくことが求められています。

また、新たな課題として、保育所と幼稚園の連携強化についても検討する必要があります。

(2) 施策の方向

子どもと子育てにやさしいまちを目指し、子どもを安心して育てることができる環境づくりを進めます。

(3) 施策の体系

児童福祉	①保育施設の整備・適正化 ②保育の充実 ③児童育成環境の整備 ④保育所・幼稚園の連携強化
------	---

(4) 施策

①保育施設の整備・適正化

- ・ 保育ニーズへの適切な対応や良好な保育環境の確保を図るため、施設の整備・充実に努めるとともに、民営化の促進を図るなど、運営の健全化に努めます。

②保育の充実

A. 特別保育事業の実施

- ・ 延長保育、一時保育、乳児保育、障害児保育、休日保育、病後児保育など、さまざまな保育ニーズへのきめ細かな対応に努めます。

B. 保育士等の資質の向上

- ・ 多様化する保育ニーズに対応するため、研修制度を拡充し、保育士等の資質の向上を図ります。

C. 保護者負担の軽減化

- ・ 2子以上入所世帯の1子以外の保育料の無料化や3子以上世帯における3才未満児の保育料の減額など、多子世帯に対する保護者負担の軽減に努めます。

③児童育成環境の整備

- ・ 地域における児童の活動拠点として、計画的に児童館の整備を図るとともに、児童クラブの充実に努めます。
- ・ 子育て交流センターを拠点とし、各保育所に設置する子育て支援センターと連携しながら、子育て支援に努めます。
- ・ 子育てに関するさまざまな問題に対応できるように、相談体制の充実に努めます。

④保育所・幼稚園の連携強化

- ・ 家庭や社会の要請、時代の変化への対応を図るため、両者の特性や地域の実情をふまえながら、保育所・幼稚園の連携強化に向けた研究を進めます。

27. 母子（父子）福祉

(1) 現況と課題

母子（父子）家庭は、経済的な問題や精神的な悩み等を抱えているケースが多く、このため、児童扶養手当等の諸手当や医療費の助成等の経済的支援とともに、母子自立支援員、児童家庭相談員による生活相談等の精神面に対する支援に努めてきました。

また、安定した暮らしを実現するためには、就業の場の確保が大切であることから、公共職業安定所等と連携し、就労に向けての相談や情報提供等も実施してきたところです。

今後とも、諸手当の拡充や医療費等の助成、生活面での悩みや就労のための相談業務の充実など、経済的、精神的な自立支援に努めるとともに、子どもの健全育成を図っていく必要があります。

(2) 施策の方向

母子（父子）家庭において親と子が、ともに健康で文化的な安定した生活が送れるように、生活支援策の充実や相談体制の拡充に努めます。

(3) 施策の体系

母子（父子）福祉	①経済的自立の支援 ②精神的自立の支援
----------	------------------------

(4) 施策

①経済的自立の支援

- ・ 児童扶養手当等の諸手当の拡充とともに、就労の相談・情報提供や資格取得に対する支援、公営住宅優先入居制度等により、母子（父子）家庭の生活の安定と経済的自立を支援します。
- ・ 母子（父子）家庭の健康の増進と児童の健やかな成長を支援するため、医療費の一部助成を行います。

②精神的自立の支援

- ・ 母子自立支援員、家庭児童相談員、民生・児童委員等の連携により、生活実態を把握するとともに、子育てや生活面での専門的な相談体制を充実し、家庭の事情に応じて身近で適切な対応ができる相談業務の推進を図ります。
- ・ 母子（父子）家庭の精神的安定と生活の自立を促進するとともに、母子・寡婦福祉団体等の育成・支援に努めます。

28. 社会保障制度

(1) 現況と課題

社会保障制度は、市民のだれもが安心して健康的な生活が送れるように、社会全体でもに支え合う相互扶助の制度です。

このうち、国民健康保険は、市民の福祉と健康を維持する上で欠かせない制度ですが、急速な高齢化や疾病構造の変化、医療の高度化等によって、医療費は年々増加しており、国民健康保険の会計を圧迫しています。

このため、医療給付費等の支出見込額を的確に把握し保険料の決定を行い、保険料収入確保のため収納率の向上を図ることが必要であるとともに、加入者である市民の健康増進に努めていくことも重要です。

老人保健医療についても、高齢者の増加により、年々、医療費は増加傾向にあり、健全な運営と高齢者の健康保持に努めることが必要です。

また、国民年金も今日の社会情勢により、未納・未加入者の増加や高齢少子社会の到来による現役世代の負担増が生じています。

今後さらに進む高齢化・少子化に対応できるよう、負担・給付・制度のあり方を踏まえての制度の改正と運営を図るとともに、制度に対する市民の理解を得るための周知、啓発に努めていくことが重要です。

生活保護制度は、さまざまな事情で生活に困っている人々に対して、その生活を保障する制度であるとともに、自立を支援していくことを目的としています。

被保護者世帯は、今日の社会経済情勢を反映して微増傾向にあり、中でも、高齢者の占める割合が高く、さらに一人暮らしの高齢者が増加しており、これらの人々が心豊かに安心して生活できるように、保護の適正実施に努めることが大切です。

(2) 施策の方向

すべての市民が、将来にわたり健康で文化的な生活が送れるように、国民健康保険や国民年金制度の周知、啓発を図り、社会保障制度の充実を目指します。

(3) 施策の体系

社会保障制度	①国民健康保険 ②国民年金 ③低所得者福祉
--------	-----------------------------

(4) 施策

①国民健康保険

A. 運営の健全化

- ・ 保険料収入の確保の面から、口座振替の推進や収納強化策の活用により、財源の確保に努めます。

B. 医療費の適正化

- ・ レセプト点検の充実強化、重複受診者等に対する適正受診の指導による医療費の適正化に努めます。

C. 保健事業の充実

- ・ 訪問による日常生活指導をはじめ、家庭、学校、地域など、それぞれの場において健康管理意識の高揚に努めます。
- ・ 健康診断の推進による疾病の早期発見と予防や健康づくりのための各種健康相談等の保健事業を推進します。

②国民年金

A. 相談業務の推進

- ・ 市民の年金制度に対する信頼と理解を深め、確実な受給権を確保するための相談業務の一層の充実を図ります。

B. 制度啓発の推進

- ・ 広報やパンフレット等を通じて年金制度の周知、啓発に努めます。

③低所得者福祉

A. 生活の安定支援

- ・ 要保護世帯等の低所得者対策として、安定した市民生活を営めるように、生活保障等の充実を図ります。

B. 自立更生の支援

- ・ 関係機関との連携のもと、個々の実情に即した指導・援助が行われるように相談業務を拡充するとともに、各種制度や諸施策の活用を図りながら、就労の促進、技術の習得など、自立への支援に努めます。

C. 救護施設の充実

- ・ 老朽化が進んでいる施設において、補修等の整備を進めます。

29. コミュニティ

(1) 現況と課題

一体感のあるまちづくりと各地域の新たな発展を図っていくことは、活力に満ちた周南市を創造していく上でたいへん重要となりますが、この基盤として期待されているのが各地域のコミュニティです。

徳山地域においては、全21の小中学校区単位ごとに、コミュニティ推進協議会が設立され、それぞれの地域の特性を生かしながら、特色のあるコミュニティ活動が展開されています。

また、新南陽地域では、自治会連合会を中心に、他の公共的団体も加わり、地域内のコミュニティセンターや公民館等を活動拠点として活発な活動が展開されています。

熊毛地域、鹿野地域においては、ふるさとづくり推進会議等が中心となって活動が行われています。

このように、本市では、コミュニティ活動が積極的に展開されており、地域の発展に大きく貢献していますが、今後さらに、地域活動のリーダーとなる人材の発掘、養成を図るとともに、各地区のコミュニティ組織の連携を強化するため、横断的な組織を設置するなど、コミュニティ基盤の整備・充実に努めていくことが重要です。

超少子高齢社会等に対応していくためにも、地域の連帯感を深め、ともに支え合う地域社会を実現することが求められており、その役割を担う組織としてコミュニティの形成が期待されています。

(2) 施策の方向

コミュニティ意識の高揚とコミュニティ組織に対する支援により、各地域における活動の活性化を図ります。

(3) 施策の体系

コミュニティ	①コミュニティ意識の高揚 ②コミュニティ組織の活性化 ③活動の場の充実
--------	---

(4) 施策

①コミュニティ意識の高揚

- ・ 住民が地域に誇りと愛着を持つことができるよう、地域のことを知り学び、地域の抱える課題を解消する活動を支援し、コミュニティ意識の高揚を図ります。

②コミュニティ組織の活性化

- ・ 自治会や町内会等の地域を単位とする組織の再活性化に努めるとともに、増加しつつある趣味やまちづくりなど、特定の目的を持って組織された住民団体や、ボランティア団体、NPO等を支援し、両者の連携を促進して、コミュニティ組織の活性化を図ります。
- ・ コミュニティ活動の高度化、活性化を図るために、地域や団体の相互交流を促進し、連携強化を図ります。
- ・ コミュニティ・リーダーの発掘と育成に努め、インターネット等での情報発信により、人材の活用を図ります。

③活動の場の充実

- ・ コミュニティ活動の場として、公民館等の整備を行うとともに、自治会集会所等の整備に対する支援に努めます。
- ・ 地域の祭りやイベントのできる広場やゲートボール場、子ども広場の整備への支援に努めます。

30. 健康づくり

(1) 現況と課題

生涯にわたり健やかで心豊かに生活を送ることは市民共通の願いであり、健康に対する関心はますます高まっています。

こうした中、健康づくりは、それぞれの健康観に基づく一人ひとりの自主的、主体的な取り組みが基本となるとともに、地域社会全体で個人の健康づくりを支援する環境づくりが不可欠です。

このため、地域をあげて積極的に健康づくりを推進するために、各地域で住民参画による「健康づくり計画」を策定し、地域特性に応じた健康づくり事業を展開しています。

今後とも、市民の健康づくりに関する啓発や支援に努め、疾病の発病を予防する「一次予防」に一層重点的な取り組みを進めるとともに、早期発見、早期治療を目的とした各種健康診査の充実や健康管理システムを活用した健診結果に基づく健康相談、保健指導の実施等により、生涯を通じた市民の健康づくりを総合的に支援する体制づくりを進めていくことが重要です。

(2) 施策の方向

心身ともに健やかな生活を支えるために、健康づくり計画に基づき、生涯現役のまちづくりを推進します。

(3) 施策の体系

健康づくり	①健康づくり活動の推進 ②保健指導等の充実
-------	--------------------------

(4) 施策

①健康づくり活動の推進

- ・ 健康づくりを目的とした市民活動グループの育成支援を行います。
- ・ 「健康づくり計画」に基づき、ウォーキングマップ等の作成やイベント・講座の開催等による啓発活動に努め、市民の健康づくり活動を促す環境づくりを進めます。

②保健指導等の充実

- ・ 各種健診データの一元管理を行う健康管理システムを活用した継続性のある保健指導の推進により、生涯を通じた健康支援に努めます。
- ・ 生活習慣病の予防対策として、各種健康診査をはじめ、健康相談、健康教育、訪問指導や正確で迅速な情報提供に努め、一人ひとりに応じた保健指導の充実を図ります。

3 1. 医療

(1) 現況と課題

本市の医療は周南医療圏の中心都市として、医療機関の数、診療科目数、診療設備等についても充実しており高い水準にあります。

こうした中、より高い地域の医療ニーズに応えるため、新南陽市民病院を設置するとともに、地理的条件により医療に恵まれない離島や山間部における地域医療の充実を図るため、徳山地域に 7 箇所、熊毛地域に 1 箇所、鹿野地域に 1 箇所、計 9 箇所の診療所を設けています。

特に、新南陽市民病院は内科、外科、整形外科、泌尿器科、脳神経外科、眼科、麻酔科の 7 つの標榜科目があり、病床数は 150 床を数え、本市西部の中核医療施設としての役割を果たしていますが、さらに診療科目の新設や外来棟の拡張、各診療室の拡充、健診センターの設置等を検討し、施設の一層の充実や経営の安定化を図っていくことが必要です。

また、休日・夜間の救急医療を確保するため、休日夜間急病診療所を設け、医師会や薬剤師会、放射線技師会等の関係団体等の協力を得て、初期の救急医療に対応するとともに、重症患者（二次）の救急医療に対応するため、周南地域の医療機関が協力し輪番制による診療を実施しているほか、県内の他の地域に先駆けて、輪番制病院を支援する小児二次救急医療を実施する医療機関を設け、小児救急医療体制の充実にも努めています。

今後、高齢化の進展への対応として、より有効的な医療サービスを実施するため、保健や福祉との相互の連携を一層強化し、総合的な取り組みを行っていくことが求められており、さらに医療に対する市民のニーズの高度化・多様化への対応も必要となっています。

(2) 施策の方向

市民のだれもが生きがいを持ち、住み慣れた地域で健やかに生活できるように地域医療及び救急医療体制の充実を図ります。

(3) 施策の体系

医療	①地域医療体制の充実 ②救急医療体制の充実 ③市民病院・診療所経営の健全化
----	---

(4) 施策

①地域医療体制の充実

A. 関係機関との連携

- ・ 医師会・医療機関、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体・関係機関及び保健、福祉サービス機関との連携の強化を図りながら、地域医療体制の整備拡充に努めます。

B. 医療技術者の養成機関の充実

- ・ 医療技術者の養成及び人材の確保を図るため、看護学校等の養成研修機関の整備拡充に対する支援に努めます。

C. 病・診連携強化への支援

- ・ 医師会との協力により病院と診療所の機能分担及び連携強化への支援を図ります。

②救急医療体制の充実

- ・ 周南地域の医師会をはじめとする関係団体、関係機関との連携をさらに強化し、休日・夜間を含めた救急医療体制の充実に努めます。

③市民病院・診療所経営の健全化

- ・ 市民病院の維持管理経費の節減を図り、効率的な経営に努めます。
- ・ 経営の健全化を図りながら、他の医療機関との機能分担や連携を進め、診療科目の増設や健診センターの設置について検討します。
- ・ 直営の診療所の経営健全化を図るとともに、公設の診療所の経営安定化のための支援を行い、市民のニーズに沿った医療体制の整備を図ります。

3 2. 防犯

(1) 現況と課題

本市ではこれまで「犯罪や事故のない安全で明るい社会」を目指して、警察署や防犯協議会と連携するとともに、市民と一体となって社会を明るくする運動等に取り組んできました。

こうした取り組みにより、大きな事件や事故は発生していないものの、全国的には犯罪件数が増加し、加えて犯罪が多様化、凶悪化、低年齢化する傾向にあることなどから、市民の防犯に対する意識が急速に高まっており、平成 16 年にはボランティアグループ「安心周南づくり隊」が結成され、自主的な防犯活動が行われています。

今後とも、明るく住みよい地域社会の実現に向けて、「自らの地域は自らが守る」という認識のもと、地域安全活動を積極的に推進し、各種犯罪や事故の防止に努めていくことが必要です。

(2) 施策の方向

警察署や地域組織等と連携、協力して、防犯活動を推進します。

(3) 施策の体系

防犯	①防犯施設の整備・充実 ②関係団体との連携 ③防犯教育の充実
----	--------------------------------------

(4) 施策

①防犯施設の整備・充実

- ・ 防犯灯設置に対する支援や「こども 110 番の家」の設置など、「犯罪を起こさせない」安全なまちづくりを推進します。

②関係団体との連携

- ・ 警察署や防犯協議会、防犯ボランティアなど、関係各機関と連携、協力しながら、パトロール活動や情報交換を行うなど、地域が一体となった防犯活動を展開します。

③防犯教育の充実

- ・ 学校教育や地域活動など、さまざまな場面で非行・犯罪防止ならびに防犯教育を行い、防犯に対する意識向上と青少年の健全育成に努めます。

3.3. 交通安全

(1) 現況と課題

本市における交通事故の発生件数は平成 15 年度において 1,051 件で前年度と比較すると 100 件の減少となっており、これに伴って、傷者の数も平成 14 年度の 1,346 人から 1,242 人へと減少していますが、死亡者数は 15 人で、平成 14 年度と同数となっています。

また、高齢化の進展により、高齢者の交通事故の増加が全国的にも大きな問題となっており、本市においても、交通事故に占める高齢者の割合が高く、平成 15 年度における死亡者数のうち、約半数が高齢者という状況となっています。

こうした中、警察署をはじめとする関係機関、団体との緊密な連携のもと、全市的に交通安全を推進していく組織として設置した交通安全対策推進協議会を中心に、交通安全に対する意識の高揚を図るため、交通安全教室や啓発活動に取り組んでいます。

また、重大事故が多発している危険箇所の点検や改良など、道路管理者と協議しながら交通安全施設の整備、充実に努めています。

今後とも、交通事故件数を減らすため、運転手や歩行者等の交通マナーの向上を目指し、特に児童・生徒への交通安全教育の推進、高齢者の交通事故防止対策の強化を図るとともに、危険箇所の解消やガードレール、カーブミラー等の安全施設の整備、充実に努め、安全で住みよい交通社会づくりを進めていくことが重要です。

(2) 施策の方向

交通事故多発箇所や通学路の安全確保対策の積極的な推進を図るとともに、交通安全教育の充実に努めます。

(3) 施策の体系

交通安全	①ひとと車の共生 ②交通安全意識の高揚
------	------------------------

(4) 施策

①ひとと車の共生

A. 交通事故多発箇所の解消

- ・ 交通事故多発箇所については、十分な検証を行い、信号や横断歩道、カーブミラー等の安全施設の設置や道路整備により、交通事故の防止に努めます。

B. 交通環境の整備

- ・ 違法駐車や違法駐輪は通行の障害になり、事故の一因ともなるため、駐車場・駐輪場の活用と、警察等の関係機関との協力による違法駐車取締り強化など、安全で障害のない交通環境の整備に努めます。

②交通安全意識の高揚

A. 交通安全啓発活動の推進

- ・ 「交通事故0の日」を設置し、交通安全を繰り返し呼びかけることにより、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

B. 交通安全教育の推進

- ・ 交通教育センターを活用し、幼児から高齢者まで、歩行者や自転車利用者がさまざまな知識や技術を修得し、正しい交通ルールと交通マナーの実践するための交通安全教育を推進します。

C. 安全運転の励行

- ・ 警察署や交通安全協会、地域組織等と協力し、交通安全の啓発活動を強化し、思いやりのあるドライバーを育成します。

3 4. 防災

(1) 現況と課題

市民の生命や財産を地震や火災等から守り、安心して暮らせるまちづくりを行っていくことは重要課題の一つです。

本市は台風や地震等が比較的少なく、これまで市民生活に重大な影響を及ぼす大きな災害はありませんでしたが、平成 15 年に実施した市民アンケートにおいても、今後のまちづくりのイメージとして「安心・安全」が最も高い値を示しており、市民の防災に対する意識が非常に高いことがわかります。

こうしたことから、万一の災害に備えて、避難場所の確保や避難路の整備を図るとともに、毛布や土のう袋等の備蓄に努めています。

また、防災無線の整備を図る一方、最近開局したコミュニティFM局と非常時における防災情報の放送について協定を結ぶなど、大規模災害を想定した基盤づくり、体制づくりを進めています。

今後とも、平成 16 年に策定した「周南市地域防災計画」に基づいて、防災資機材や避難施設、避難路の整備、充実を行うとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域助け合いの精神のもと、自主防災組織や災害ボランティア等の育成を図っていくことが非常に重要です。

また、防災訓練等を通じて、常日頃から防災意識の向上に努めることが大切です。

(2) 施策の方向

「発生防止」と「備え」の両面から総合的な防災対策を推進し、市民とともに災害に強い安全なまちづくりを進めます。

(3) 施策の体系

防災	①災害を防ぐまちづくり ②災害時に強いまちづくり ③地域防災活動の充実
----	---

(4) 施策

①災害を防ぐまちづくり

A. 耐震化・耐火性の改善

- 多くの公共施設が災害発生時の避難場所にも指定されていることから、公民館や学校、公営住宅の耐震化、耐火性向上事業を重点的に実施し、公共施設の安全性の確保に努めます。

B. 安全な市街地の形成

- ・ 木造家屋の密集地や消防車のアクセスが困難な地域等の解消を目指し、土地区画整理事業を推進し、道路の拡幅や避難地としての公園（オープンスペース）の確保など、安全な市街地形成に向けた事業を積極的に展開します。
- ・ 電線等の地中化事業を進め、ライフラインの確保に努めます。
- ・ コンビナート等の危険物の安全対策についても事業者にも協力を要請します。

C. 危険地対策の推進

- ・ 急傾斜地の土砂崩れや地すべり、河川や傾斜地における土石流等の防止対策を推進するほか、定期的なパトロールを行うなど、災害発生の未然防止に努めます。

②災害時に強いまちづくり

- ・ 旧市町で異なっている避難場所の指定基準を統一し、効率的な避難地と避難経路の確保、防災資機材の充実に努めます。
- ・ 市役所を基点として各地域に効率的に情報を伝達する防災無線を整備し、災害の発生時に被害を最小限に食い止めるための施策の充実に努めます。

③地域防災活動の充実

A. 市民組織の立ち上げ

- ・ 各地区で防災訓練や防災マップづくり等の各種活動を行い、市民の防災意識の向上や災害ボランティアの育成に努めるとともに、地域コミュニティによる自主防災組織の育成、強化を図ります。

B. 事業者との協力体制の強化

- ・ 民間事業所とも災害時の協力体制について確認を行い、官民一体となって非常事態を乗り切ることができる体制の構築を図ります。

35. 消防

(1) 現況と課題

本市における平成15年中の火災件数は67件で、地域別に見ると、徳山地域が49件、新南陽地域が9件、熊毛地域が6件、鹿野地域が3件で、火災原因の主なものとしては、たき火やたばこ、コンロ、放火の疑いとなっています。

本市の消防体制は、徳山地域、新南陽地域、鹿野地域は市の常備消防（消防本部）が管轄していますが、熊毛地域については、光地区広域消防組合に加入しており、両者の連携強化、あるいは、一元化が課題となっています。

また、近年、大規模な火災はないものの、臨海部には石油やガス等の引火性の高い貯蔵施設や、これらを取り扱う事業所が多く、また、市街地を中心に都市化が一層進展し、建築物もますます高層化する傾向にあります。

このような状況に対応するため、大型化学消防車をはじめ、救助工作車等の消防資機材の充実や、隊員の資質の向上等にも努めるとともに、消防無線の整備を図るなど、消防体制や基盤の整備を進めてきましたが、一層の充実・強化が求められています。

(2) 施策の方向

市民の生命と財産を守るため、施設の更新や組織体制の充実により、火災の予防と消防力の強化に努めます。

(3) 施策の体系

消防	①消防力の強化 ②予防体制の強化
----	---------------------

(4) 施策

①消防力の強化

A. 効率的な管轄体制の構築

- ・ 二つに分かれている本市の消防体制について、活動の迅速性、安全性等を考慮しながら、最善の活動のための方向性を検討していきます。
- ・ 無線や緊急通報体制のさらなる充実を図り、現場到着時間の短縮化を図ります。

B. 消防装備の強化

- ・ 消防力の強化を図るため、消防車両の計画的な更新を行うとともに、老朽化した各消防署所の整備に努めます。
- ・ 沿岸部の工業地帯における災害に備え、化学消火剤の備蓄など、設備の強化に努めます。

C. 消防水利の整備

- ・ 消防水利の不足しがちな山間部を中心に防火水槽を整備するほか、耐震性防火水槽の計画的な設置を図ります。

D. 高度な能力を持った消防署員の育成

- ・ 臨海部には全国屈指の石油コンビナートを有し、また建築物高層化や高速道路の整備など、これらの特殊災害に備えた高度な消防活動が求められることから、消防学校における技術、知識の習得など、署員の教育訓練に積極的に取り組みます。
- ・ 計画的な人員補充、育成を図り、活動の質の維持・強化に努めます。

E. 消防団の充実

- ・ 老朽化が進む消防機庫や消防団の車両を更新し、消防力の強化に努めます。
- ・ 青年層からの入団を促進することにより、団員の若返りによる活性化を図ります。

② 予防体制の強化

A. 各種訓練・啓発事業の実施

- ・ 子どもたちで組織する幼年・少年消防クラブなど、市内に 19 団体ある消防クラブの活動を通じて、正しい防災・防火知識の普及に努めるとともに、市民対象の防火講習会や訓練活動等を通じて、初期対応の迅速化を図ります。

B. 検査、指導の実施

- ・ 危険物を取り扱う事業所への立入検査を定期的実施し、安全確保に努め、火災の起こりにくいまちの実現を図ります。

C. 住宅防火対策の実施

- ・ 高齢化・核家族化が一層進展する中、市民の生命・財産を火災等から守るため、消防団や防火クラブ等と連携し、住宅防火診断等を通じて、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

36. 救急・救助

(1) 現況と課題

救急救助活動は、市民の生命、身体を守る大変重要な業務です。

本市においては、16名（平成16年3月末現在）の救急救命士を中央消防署、東消防署、西消防署に配置し、救急出場に対応していますが、高齢化の進展等の影響により、出場件数が年々増加する傾向にあり、平成15年中においては、5,329件（一日平均約15件）となっています。

こうした救急医療ニーズに対応していくため、救急救命士を計画的に養成し、各消防署所に配置していくことが必要であるとともに、特殊災害、交通事故等に対応し、多様かつ高度な救急活動、救助活動を実施するため、救急隊員・救助隊員の能力向上と、救急、救助資機材及び車両の整備も必要であり、これにともなって、各消防署所への高規格救急車や救助工作車の配備が求められています。

さらに、救命処置をより効果的なものとするためには、医療機関との一層の連携強化に努め、救急業務の高度化に取り組んでいくことが重要です。

また、救急車が到着するまでの間の応急手当が非常に大切となることから、啓発活動や普通救命講習などによる市民への知識や技術の普及が重要です。

(2) 施策の方向

市民の誰もが安心できる救急・救助体制の構築を目指します。

(3) 施策の体系

救急・救助	①救急体制の充実 ②救助体制の充実
-------	----------------------

(4) 施策

①救急体制の充実

A. 救急体制の充実

- ・ 救急隊を適正に配置するとともに、メディカルコントロール*体制を基本とした、救急医療機関との密接な連携により、円滑な救急業務体制を整備します。
- ・ 救命率の向上を図るため、高規格救急自動車等の計画的な配備や救急救命士の育成に積極的に取り組みます。
- ・ 高度救命処置用資機材、高規格救急車の整備に努めます。

B. 応急手当の普及啓発

- ・ 救命には初期の応急処置が重要なことから、市民の応急手当の知識や技術の向上に向けた普及啓発に努めます。

②救助体制の充実

- ・ 救助隊の充実強化に努め、高度な救助技術の習得など、隊員の教育訓練を推進するとともに、救助資機材の整備と救助工作車等の配備に努めます。

メディカルコントロール

救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間において、救急救命士等に医行為が委ねられる場合、医行為を医師が指示または指導、助言並びに検証してそれらの医行為の質を保障すること。

37. 市民相談

(1) 現況と課題

急激な社会変化等により、市民生活を取り巻く環境も大きく変化しており、これにともなって、市民が直面する問題も多岐にわたっています。

こうした市民の日々の暮らしの中で発生する悩みや問題に対応するため、専門の相談員や職員を配置し、行政相談や民事相談、消費者相談、あるいは無料の法律相談等の相談業務にあたっています。

特に、経済情勢等を反映して、架空請求・多重債務、内職商法や訪問販売等の消費生活にかかわるトラブルが大幅に増え、その内容は複雑、深刻なものとなっています。

こうしたことから、急増し複雑化する消費者問題への対応として、平成16年に新たに消費生活センターを設置し、相談体制の充実に努めています。

今後とも、相談件数の増加や相談内容の多様化が予想されることから、市民が安心して暮らすことのできる生活を確保、支援するため、専門相談員、職員等の資質向上に努めるとともに、県・警察・各種団体等との連携、協力により、相談体制の拡充を図ることが必要です。

また、市民がこうしたトラブルに巻き込まれないよう、未然に被害を防ぐことが大切であることから、啓発活動の一層の充実に努めることが大変重要です。

(2) 施策の方向

暮らしにかかわる各種の相談体制の充実に努めるとともに、複雑化、高度化する消費者相談に対応できるように、専門相談員や職員の適正配置と資質の向上に努めます。

(3) 施策の体系

市民相談	①相談体制の充実 ②消費者問題に関する啓発活動の充実・推進
------	----------------------------------

(4) 施策

①相談体制の充実

- 職員や専門相談員の資質の向上を図るとともに、無料法律相談の開催や消費生活センターの充実など、相談体制の拡充に努めます。

②消費者問題に関する啓発活動の充実・推進

- 消費者問題等に関する被害の未然防止の観点から、出前講座など、各種啓発活動の充実に努め、問題や悩みの発生を未然に防ぐことに努めます。

第4節 生き生きと活躍できるまちづくり

38. 中心市街地の活性化

(1) 現況と課題

徳山駅を中心とする中心市街地は、交通の要衝として商業・業務機能が集積し、周南地域はもとより山口県の発展をリードしてきました。

しかしながら、車社会の進展や消費者ニーズの多様化、また、郊外型大型店の進出など、さまざまな環境の変化により空洞化が進み、中心市街地の活力が低下しており、地域全体の活力の低下が懸念されています。

このため、徳山駅前広場や南北自由通路の整備等を主要事業とする徳山駅周辺整備事業を推進するとともに、山口県が周南地域に計画している「新たな交流拠点施設」を誘致し、魅力ある高次都市機能を備えた、賑わいと活気のある中心市街地を再生することが求められています。

(2) 施策の方向

市街地と港の一体的な整備を推進し、市民に「憩いと潤い」を与え、市民が「誇りと愛着」を持てる魅力ある中心市街地の再生をめざします。

(3) 施策の体系

中心市街地の活性化	①徳山駅周辺整備事業の推進 ②魅力ある中心市街地の再生
-----------	--------------------------------

(4) 施策

①徳山駅周辺整備事業の推進

- ・ 自然に恵まれた「歴史ある港」、緑豊かな「御幸通」、また、市街地が港に近いという特色を生かし、市街地と港の一体的な整備を推進するとともに、バリアフリー、ユニバーサルデザインや駅及び周辺施設の利便性等、さまざまな視点に立って、市民が集い、市民に「憩いと潤い」を与えられる空間を創出します。

②魅力ある中心市街地の再生

- ・ 徳山駅周辺整備事業の推進による海や緑を生かした、自然とあふれる「憩いと潤い」の空間整備とあわせ、TMO徳山や商店街との連携のもと、魅力ある商店街づくりに努め、市街地の整備及び商業等の活性化の一体的な推進により、魅力ある中心市街地を再生します。
- ・ 「新たな交流拠点施設」の誘致と整備促進に努めます。

39. 工業・中小企業

(1) 現況と課題

本市の工業は、これまで臨海部に立地する全国有数の石油化学コンビナートを中心に、石油や化学、鉄鋼等の基礎素材型産業を核に発展してきており、製造品出荷額は県下第1位となっています。

しかしながら、長引く景気の低迷や世界経済のグローバル化、ボーダレス化によるアジア諸国等との激しい価格競争は、深刻な影響をもたらしており、生産施設の海外移転による産業の空洞化といった問題も現実のものとなっています。

このような状況は地場の中小企業にも大きな影響をもたらしていることから、「産業等活性化条例」を制定し、新たな設備投資等の促進を図るとともに、地場産業の育成を図るため、産・学・官の連携のもと、地場産業振興センターを中心に新たな技術・商品の開発、情報化、また、人づくり、ネットワークづくりに取り組んでいます。

こうした中、石油化学コンビナートの活性化を目的として、企業間の電力の相互融通を柱とする「環境対応型コンビナート特区」の認定を、平成15年に受けたところです。

さらに、徳山下松港が静脈物流の拠点施設として、リサイクルポートの指定を受け、環境産業等の新たな産業の創生が期待されています。

本市が今後も大きく飛躍を遂げていくためには、既存産業の振興は不可欠であり、今後とも、既存産業の高度化や多角化等を支援していくことが重要です。また、新たな産業の育成を図り、バランスの取れた産業構造へ転換を図っていくことも求められています。

(2) 施策の方向

地域の優れた特性である港湾等の産業基盤や特区制度等を活用し、産・学・官の一層の連携のもと、既存産業の活性化と新たな産業の創出を促進し、地場産業の振興を図ります。

(3) 施策の体系

工業・中小企業	①特区等を活用した産業の振興 ②中小企業の振興
---------	----------------------------

(4) 施策

①特区等を活用した産業の振興

- ・ 「産業等活性化条例」に基づき、新たな設備投資や事業展開に対する支援を行い、既存産業の活性化を促進するとともに、都市型産業の立地を促す環境づくりを進め、均衡の取れた産業構造の構築を目指します。
- ・ 「環境対応型コンビナート特区」における企業間の電力相互融通など、従来の枠組みにとらわれない新たな手法の導入による地域資源の有効活用や、新エネルギー・リサイクル関連産業の誘致・育成を進め、地域全体の産業の振興を図ります。

②中小企業の振興

- ・ 地場産業振興センターの「ものづくり、ひとづくり、ネットワークづくり」の機能の充実に努め、産業情報ネットワーク化の推進による産・学・官の一層の連携強化を図り、中小企業の多角化等を支援します。
- ・ 中小企業の経営、運営相談等に対しては、商工会議所、商工会等との連携により、経営診断・指導事業や融資制度の充実を図ります。

40. 農業

(1) 現況と課題

農業を取り巻く環境は、農畜産物の輸入自由化、国の「食料・農業・農村基本法」の制定により農業政策の抜本の見直しが進む中で、農業生産物の安全・安心の確保、消費者ニーズの多様化、依然として続く米消費の減少と過剰米対策、農業従事者の高齢化等による担い手の不足など、非常に厳しい状況が続いています。

本市の農業は、温暖な南部の瀬戸内海沿岸から冷涼な北部の山間地域まで幅広い自然環境のもとで、さまざまな形態で営まれています。南部は市街化区域が多く、宅地化による農地の減少が急速に進んでいますが、反面、消費地に近い条件を生かした野菜の生産も盛んな地域もあります。北部地域においては、ほとんどが中山間地域であり、米を中心に、野菜、果物、畜産物の生産が行われており、食料生産や自然環境の保持等の幅広い役割を担う産業として位置づけられています。

しかしながら、農業の中心である中山間地域を中心とした農業振興地域内においては、農家戸数の減少や基幹的農業従事者の高齢化率が70%を超えるなど、担い手の不足から農地の荒廃が急速に進んでおり、集落等における農地の利用や組織的な生産活動に取り組む仕組みづくり、意欲的な農家への土地利用集積等が重要な課題となっています。

また、地域農業のリーダーとなる認定農業者は増加傾向にありますが、こうした農業者や女性農業者、新規就農者等への技術的、資金的支援が必要となっています。さらに、本市の農業は、水稲に特化した水稲単作の土地利用型農業が中心となっていますが、水田の整備率をみると県平均の69%に対して地域差はあるものの37%台と低く、農業生産の基本である土地基盤の整備が課題となっています。

販売・流通面においては、朝市や直売所による独自の販売が増加しており、地元農産物の地元消費（地産地消）が徐々に進んでいます。また、中須地区の棚田など、美しい農村景観を保全しながら、農業体験を通じた都市部との交流活動が見られ、今後は、本市の都市近郊に位置する農業条件を生かした農産物の生産や交流による農業・農村の振興を図っていく必要があります。

(2) 施策の方向

中山間地域を中心に、それぞれの地域の特性を生かしながら「人」、「物」、「土地」の3つの要素により農業・農村の振興を図ります。

(3) 施策の体系

農業・農村の振興	①多様な担い手づくり ②農業生産基盤の整備 ③農畜産物の振興 ④農村の活性化
----------	---

(4) 施策

① 多様な担い手づくり

- ・ 関係機関と連携しながら経営意欲の高い認定農業者や新規就農者への融資制度や生産技術の指導等の支援を行い、自立できる農業経営体の育成を目指します。
- ・ 退職帰農者や女性を新たな担い手として育成するとともに、地域農産物の加工等による起業活動に対して支援します。
- ・ 農業生産法人や受委託組織等の育成により地域全体の農地の利用調整や農業生産を担うための組織化を進めます。
- ・ 農業管理センターへの支援や集落等におけるリーダーの育成を図るとともに中山間地域に対する助成制度を活用して農地を地域ぐるみで守り、農業・農村の活性化に向けた体制づくりに努めます。

② 農業生産基盤の整備

- ・ 優良農地を確保するため、農業振興地域整備計画に基づき、中山間地域を中心に自然環境、景観等に配慮しながらほ場整備や農道整備等を推進するとともに、危険ため池の改修等により、生産と生活の場としての農村の総合的な整備を進めます。

③ 農畜産物の振興

- ・ 地産地消を基本として、水稲については、地域に適した品種や栽培管理によるブランド化を図るとともに、園芸作物については、15年度に策定した周南地域水田農業ビジョンをもとに、ほうれんそうやナス等の野菜や、わさび・いちご等の特産品の生産拡大を進めます。
- ・ なし・ぶどう等による観光農業、畜産と連携した循環型農業、鳥獣被害の防止等による農家経営の安定を図るとともに、安全・安心な農産物を生産し、地産地消を推進するための食農総合ビジョンを策定し、地元農産物を利用した食農教育を推進します。

④ 農村の活性化

- ・ 中山間地域においては、地域ぐるみで農村の活性化を図るため、担い手の育成や農地流動化、農作業受委託を推進するための仕組みづくりを進めるとともに、都市と農村との交流の拡大を図り、市民の農業・農村に対する理解を深めます。
- ・ 北部地域の農業・農村活性化対策として、ファンタジアファームの整備について検討を行います。
- ・ 農村環境の改善を図るため、農業集落排水事業等による生活環境の整備を進めます。

4 1. 林業

(1) 現況と課題

本市の森林面積は、49,632ha と市域面積の約 76% を占めており、土地利用の上から重要な部分となっています。この内ほとんどが民有林で、その人工林率は 49% となっており、主としてスギとヒノキによる植生となっています。

林家数は、減少傾向が続いているとともに、不在村山林所有者が増加しており、森林の管理面から問題となっています。さらに、1 戸当たりの経営規模は、1～5ha 未満の零細な林家が林家総戸数 3,190 戸に対し約 76% を占めています。

担い手については、林家の経営意欲の急速な減退から山林の放置化が進む中で、零細林家から森林組合等への集約化により適切な森林管理が行える体制の整備と労働力の確保が重要な課題となっています。

木材生産は、外材の輸入依存等により国産材の需要が低迷・減少傾向にありますが、市内でも「和田丸太」に代表されるような磨き丸太等の生産が行われており、市場からも高い評価を得ています。こうしたことから、新たな需要の確保と木材加工や流通体制の整備、林道整備等による生産コストの低減が求められています。

また、森林の持つ水資源のかん養、国土の保全、地球温暖化防止、保健機能など、多面的な機能について、広く市民の認識を深めていくことも重要な課題です。

(2) 施策の方向

本市の特性である「豊かな自然環境」を生かした林業振興を図り、魅力ある林業経営と森林の整備に努めます。

(3) 施策の体系

林業の振興	①担い手の確保 ②林業生産基盤の整備 ③森林の適正管理 ④森林資源の有効活用
-------	---

(4) 施策

①担い手の確保

森林組合を担い手の中心とするほか、地域林業のリーダーとなる人材の育成については、関係機関との連携により林業事業体の確保と育成、基幹労働力の確保に向けた改善に努めます。

②林業生産基盤の整備

- ・ 木材生産コストの低減に向けた林道網の整備とこれを補完する施業道の適正配置により、林業高性能機械の導入を促し、林業経営の合理化を進めます。

③森林の適正管理

- ・ 森林の持つ水資源のかん養、生物多様性の保全等の公益的機能を発揮できる健全で多様な森林づくりを目指して、適切な間伐や択伐施業を促進するとともに、針葉樹と広葉樹との混交林化や複層林化のほか、放置される人工林や生産性の低い森林については間伐を繰り返した長伐期施業への誘導を図ります。
- ・ 小規模森林所有者や不在村森林所有者に対しては、森林組合や意欲ある林家等との長期施業受委託による経営の集約化を促進します。
- ・ 生産基盤が整備され搬出コストの軽減が期待される森林については、良質材生産に向けた保育施業の実施と木材生産を主体とした循環資源林の確保・整備に努めます。

④森林資源の有効活用

- ・ 自然植生を生かした奥山森林、木材生産を主体とする循環林、日常的に利活用が容易な里山林など、地域資源の特性に応じた森林の確保と整備を図ります。
- ・ 森林の持つ公益的機能の役割等に対する市民の意識の高揚を図るとともに、ボランティア活動を通じた「森林づくり」に対する理解と協力、参加と行動を促します。
- ・ 集落周辺においては、野生鳥獣との共生を踏まえた森林の整備や都市住民との交流活動となる拠点の整備について、協働による里山整備を支援します。
- ・ 木材等の林産物は、人や環境に優しい資源であり、循環型社会の形成に貢献できることから、公共施設等での利用や関係機関との連携による利活用を推進します。

4 2. 水産業

(1) 現況と課題

本市の水産業は瀬戸内海沿岸の漁場を中心に進められていますが、漁場環境や水産資源の悪化等から漁獲量は年々減少しており、また、輸入水産物の増加等により水産物価格も安定しておらず、大変厳しい状況にあります。

これに伴って、漁業就業者もさらに減る傾向にあり、加えて高齢化が進んでいます。

本市の漁業者の平均年齢は66歳(平成14年12月末現在)で全国や山口県の平均を大きく上回っており、50歳未満の漁業者は6.4%といった状況です。特に、沿岸漁業者は60歳以上が中心となっており、後継者の育成・確保が大きな課題となっています。

こうした中、市内の4漁港、13分港においては漁港建設事業の取り組み、漁港の整備を計画的に進める一方、「獲る漁業」から「育てる漁業」への転換を図るため、水産資源の枯渇化の防止を目的とした稚魚の放流や魚礁の設置等を進めています。

また、最近では、あさりの養殖事業や、干潟の整備等にも関係機関と連携を図りながら取り組んでいます。

水産業の置かれている状況は大変厳しいものがありますが、市民に安定した新鮮な水産物を供給していくためにも、漁港・漁場の整備や経営の安定化、後継者の育成等に取り組んでいく必要があります。

(2) 施策の方向

近代的な漁業生産活動を展開し、漁家経営の安定を図るため、資源管理型漁業を基調として漁場の保全と栽培漁業の振興に取り組めます。

(3) 施策の体系

水産業の振興	①漁業経営の安定化推進 ②計画的な漁港整備の推進 ③水産資源を生かした交流促進
--------	---

(4) 施策

①漁業経営の安定化推進

- ・ 稚魚の放流や築磯・魚礁の設置等により、水産資源の保護・育成を図り、つくり育てる漁業の定着化を図ります。
- ・ 漁具倉庫や漁船修理施設等の漁業活動に必要な諸施設の整備を促進し、漁業経営の安定化を図ります。

②計画的な漁港整備の推進

- ・ 漁港の整備を計画的に進めることにより、漁労作業の効率化を推進するとともに、漁港の環境整備や海岸保全を図り、漁村における安全で快適な生活環境の整備に努めます。

③水産資源を生かした交流の促進

- ・ 漁港内へのプレジャーボート係留施設の整備や市民が潮干狩りを楽しむことができる浜辺の整備、さらには「さかなまつり」の開催等を通じて、水産業や魚食に対する市民の理解を深めるとともに、漁村と都市との交流を促進します。
- ・ 交流を通じて、将来的な水産業の担い手の確保を図ります。

4 3. 市場

(1) 現況と課題

本市の卸売市場は、青果市場が、青果物及び花きを取り扱う公設市場1箇所と民間市場1箇所の計2箇所が開設されています。また、水産物市場が、公設市場1箇所と漁業協同組合が設置する民間市場2箇所の計3箇所が開設されています。

このうち、民間市場については、取扱量も小さく小規模な市場となっています。また、公設市場についても、大型量販店に代表されるような流通形態や流通機構の変革、消費者ニーズの変化等、市場外流通の拡大により、その取扱量は減少傾向にあり、卸売市場を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

しかしながら、卸売市場は、生産者等にとっては生産物の安定した出荷による収入を確保するため、また、消費者にとっては新鮮な生鮮食料品の供給を受ける上で、大変重要な役割を果たしています。

こうしたことから、さらに市場機能の充実・強化を図る必要があるとともに、時代に合った市場運営が求められています。

一方、山口県卸売市場整備計画に基づき、市場の整備統合の計画が示されており、青果物、水産物ともこうしたことへの対応が求められています。特に、水産物市場については、既存の公設市場の施設の老朽化や民間市場の零細化等により、需要に対応した水産物の安定的な供給等が困難となっていることから、新たな市場整備が望まれています。

(2) 施策の方向

公設市場の適正な管理運営に努めるとともに、水産物市場については、市場統合について検討します。

(3) 施策の体系

市場	①施設の適正な管理運営 ②水産物市場の整備
----	--------------------------

(4) 施策

①施設の適正な管理運営

- ・ 公設市場については、多種多様な生鮮食料品の流通に必要な市場機能を充実させるため、施設・設備の適切な維持管理を行い、施設機能の充実に努めます。
- ・ 生鮮食料品の価格形成と安定供給の拠点として、経済的・社会的役割を果たせるように、市場の実態に即した公正な取引の確保に努めます。

②水産物市場の整備

- ・ 水産物の安定供給に向けた市場の効率的な運営を行うため、適正規模の市場整備が必要であり、周辺漁業協同組合の合併とあわせて山口県卸売市場整備計画に基づき既存の周南地域にある4市場(市内3市場及び下松市内1市場)を統合し広域的な拠点市場として再編するため公設市場と流通関連施設の整備を検討します。

4.4. 商業

(1) 現況と課題

ライフスタイルの多様化や流通構造の変革等を背景に、商業を取り巻く環境は大きく変化しており、特に、徳山駅周辺や各地区に形成された既存の商店街や地域に密着して立地する中小の商店においては、車社会化の進展や郊外型の大型ショッピングセンターの進出等に加え、長引く景気低迷の影響により、大変厳しい状況となっています。

特に、県下随一の規模を誇るＪＲ徳山駅周辺の中心市街地商店街においては、空き店舗率が平成16年4月現在で約13%に増加するなど、活力が低下しており、こうしたまちの顔となる商店街の活力低下が、市域全体へ及ぼす影響が懸念されています。

こうしたことから、徳山商工会議所を中心に、商店街、行政等が連携してＴＭＯ徳山を運営し、空き店舗対策事業や賑わいの創出を目的としたイベント等の実施による、活力ある商店街の再生に向けた取り組みが進められています。

また、買い物だけでなく憩いの場や交流の場としても市民に親しまれる、多様な機能を備えた魅力ある商店街づくりに向け、徳山駅周辺の中心市街地の再構築と連動した商業活性化への取り組みが求められています。

一方、各地区においてもそれぞれの地域に密着したきめ細かな商業活動の展開が図られていますが、市民の利便性を図る上からも引き続き振興に努めていく必要があります。

(2) 施策の方向

中心市街地活性化と連動した魅力ある商店街づくりを促進するとともに、創業支援や人材育成等により、多様で活力ある商業の振興を図ります。

(3) 施策の体系

商業	①商店街活性化の促進 ②活力ある商業の振興
----	--------------------------

(4) 施策

①商店街活性化の促進

- ・ ＪＲ徳山駅周辺については、ＴＭＯ徳山(タウン・マネージメント・オーガニゼーション)を核として計画的・効果的に事業の展開を図り、中心市街地の活性化にあわせた商店街の活性化・魅力ある個店づくりを促進します。
- ・ 徳山駅北側・南側の再開発と連動して、集客力のある商業集積の再構築を図ります。
- ・ 各地域の商店街については、商工会議所、商工会等との連携により、魅力ある商店街づくりを推進します。

②活力ある商業の振興

- ・ 商業者の経営安定化のため、市制度融資の充実を図り、活用促進に努めます。
- ・ 商工会議所、商工会の相談業務やTMO事業に対する支援を通じて、新規創業者や将来の本市商業を担う人材の育成を図り、多様で活力ある商業の振興を図ります。

4 5. 新産業及び企業誘致

(1) 現況と課題

活力ある産業の振興を図るためには、基礎素材型産業に特化した産業構造から新たな産業の創造によりバランスのとれた産業構造に転換することが大きな課題です。

このため、産業等活性化条例等を制定し、新産業・新事業の育成に取り組むとともに、企業の誘致に向けて積極的な取り組みを展開してきました。

この結果、環境関連産業やリサイクル関連産業等が育ちつつあり、中心市街地には新たな事業所の進出もなされたところです。

こうした中、本市の石油化学コンビナートを中心とする一帯が、構造改革特別区域法に基づく「環境対応型コンビナート特区」に認定されるとともに、徳山下松港がリサイクルポートの指定を受けるなど、これを契機として、新たな環境・リサイクル関連産業の集積が期待されています。

一方、若者や女性等の起業へ向けた取り組みも支援しており、市民交流センター内に、インキュベーション施設を設置し、起業家と投資家とのマッチングを目的とした「周南ベンチャーマーケット」等の開催を支援しています。

今後とも、既存産業の振興とともに、新産業・新事業の創出、育成に向けて積極的に取り組んでいくことが必要です。

このことで魅力ある就業の場の確保も図られ、若者定住の促進にもつながるものと期待されています。

(2) 施策の方向

将来ニーズに対応した都市型産業の育成や起業家支援を進め、活力ある産業の振興を図ります。

(3) 施策の体系

新産業及び企業誘致	①新産業の育成及び起業家支援 ②企業誘致の推進
-----------	----------------------------

(4) 施策

①新産業の育成及び起業家支援

- ・ 文化・情報等のソフト産業や、高齢社会を踏まえた福祉産業、環境産業など、将来を展望した都市型産業の育成を進めます。
- ・ ベンチャービジネススクールの実施、ベンチャーキャピタルをはじめとする投資家との出会いの場を設けるなど、創業にいたるまでの支援を行うことにより、新産業及び新事業の創出、起業家支援を推進します。

②企業誘致の推進

- ・ 地域の資源や環境、ニーズ等を十分踏まえる中で、産業等活性化条例を活用し、企業誘致の推進を図ります。
- ・ 全国有数の工業集積地、特定重要港湾都市という周南地域の優位性や潜在能力に加え、都市基盤、都市機能の整備を行い、求心力のある拠点性の高いまちづくりを目指すとともに、「環境対応型コンビナート特区」の認定やリサイクルポートの指定等を全国に発信して企業誘致を図ります。

4 6. 勤労者

(1) 現況と課題

長引く景気の低迷を受け、失業率が上昇するなど、雇用を取り巻く環境は、非常に厳しい状況となっています。

本市においても、同様の状況にあり、県立東部高等産業技術学校等の機関において就業を支援する取り組みがなされており、引き続き、関係機関と連携した取り組みをさらに促進していくことが求められています。

また、勤労者が生きがいを持ってゆとりある生活が送れるように、勤労者福祉に積極的に取り組んでおり、勤労者の安定した生活を確保するため、県と連携して低利の融資制度を設けるとともに、勤労者の余暇活動を支援するため、勤労青少年ホーム等において各種講座等の提供を行っています。

(2) 施策の方向

安定的な雇用を促進するとともに、勤労者の福祉向上と生活の安定を図ります。

(3) 施策の体系

勤労者	①雇用の確保 ②勤労者福祉の充実
-----	---------------------

(4) 施策

①雇用の確保

- ・ 国・県の関係機関と連携し、職業相談の充実や雇用情報の提供を進めます。

②勤労者福祉の充実

- ・ 勤労者の労働福祉の向上と余暇活動の多様化に対応するため、勤労福祉センター、勤労青少年ホーム、勤労者福祉施設等の活用を図るとともに、施設改善に努めます。
- ・ 勤労者の安定した活動を確保するため、生活資金や住宅資金等の各種融資制度を継続するとともに、中小企業共済制度や中小企業退職金制度の普及に努めます。

4 7. 観光

(1) 現況と課題

本市には、それぞれの地区に特色ある景勝地や行楽地、地域内外に誇れる温泉地等の観光地が数多くあるとともに、各地区では四季を通じて、多彩な祭りやイベントが開催されています。

年間約 130 万人の観光客が本市を訪れていますが、レジャーやレクリエーションの多様化、ライフスタイル等の変化、さらに、観光面においても、地域間競争が激化しており、こうした影響により集客力が全般的に低下しつつあります。しかしながら、観光地や祭り、イベント等の観光資源は本市を情報発信する上で大変有効な手段であるとともに、地域の活性化を図る上で欠かすことのできない重要な産業の一つです。

このため、観光協会との連携により、情報誌の作成・発行、観光ホームページの充実、観光宣伝隊の派遣等による広報・宣伝活動を行うとともに、老朽化した観光施設の整備改善、観光客の受け入れ体制の見直し等により、観光基盤の充実・強化を進めていくことが必要です。

また、いくつかの観光地を結ぶ観光ルートの開発や、近年、「観る観光」から「体験する観光・体験できる観光」へと志向が変わりつつあることから、こうしたニーズに応えるため、グリーンツーリズムなど、本市の豊かな自然等を生かした、本市に合った新たな観光施策の展開を図っていくことが大切です。

祭りやイベントについても、単に観るだけではなく、参加・体験できるしかけづくりが求められています。

(2) 施策の方向

観光を重要産業として捉え、地域振興の観点から観光振興に積極的に取り組みます。

(3) 施策の体系

観光	①観光資源の発掘及び活用 ②体験型観光の振興
----	---------------------------

(4) 施策

①観光資源の発掘及び活用

- ・ 既存の観光施設の整備、広報・宣伝活動、観光客の受け入れ体制の充実、個性化や観光客に対するホスピタリティに関する配慮等の従来の観光振興に加え、潜在している認知度の低い観光資源の開発を行い積極的にPRに努めるなど、観光振興施策の見直しを行います。
- ・ 施設老朽化の進んでいる動物園の整備充実や多様な観光ニーズに対応できる温泉地づくりを進めます。

②体験型観光の振興

- ・ イベント型観光に注力するとともに、「まつり」の保護、育成を行います。
- ・ 従来の地域性に起因した祭り・イベントに限らず、観光客が参加できるようなしかけづくりや新たなイベントづくりをすすめ、観光交流によって市民の意識や行動の活性化を図るとともに、他県との交流人口の増加を図ります。

第5節 とともに築いていくまちづくり

48. 市民参画の推進

(1) 現況と課題

地方分権の進展等に伴い、地方自治体の独自性が重視される中、市政の運営は、市民の積極的な参画により、市民と行政との協働によるまちづくりを進めていくことが重要です。

また、超少子高齢化社会が到来し、市民のライフスタイルや価値観が多様化する中で、市民ニーズはますます多様化・高度化しています。そのため、活力ある市政運営を進める上で、市民ニーズを的確に把握し、まちづくりに生かしていくことが求められています。

こうした中、本市では、まちづくりの課題について市民と行政が一体となって意見を交わす中で解決策を模索するC A A*の実施や、審議会委員等の一般公募、まちづくり懇談会の実施等、市民に参画の機会の提供に努めています。また、情報公開条例の制定による市民への情報公開やまちづくりについて広く関心を持ってもらうために、広報やホームページ等を通じて情報提供に努めています。

今後、市民と行政とのパートナーシップに基づき、市民が主体的にまちづくりにかかわっていくためには、さらに施策・事業のあらゆる分野で市民参画を一層推進していくことが必要であり、そのための体制づくりが求められています。

また、市民参画の前提として市民と行政が情報を共有することが重要であり、行政情報の積極的な公開や的確な情報提供が重要です。

(2) 施策の方向

市民がまちづくりに一層積極的に参画できるシステムづくりを推進します。

(3) 施策の体系

市民参画の推進	①推進体制の整備 ②情報の共有化の推進
---------	------------------------

(4) 施策

①推進体制の整備

- 市民参画の基本的な考え方、方向等を明確化するため、各種審議会等の積極的な活用や委員の公募方式の拡充を図るなど、市民参画に向けた手法や手続きを整備し、政策形成過程のさまざまな段階で市民参画が可能なシステムづくりに努めます。

②情報の共有化の推進

- 情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用を図り、情報公開を積極的に推進し、市民と行政の情報の共有化に努めます。

- ・ 各種情報を的確に市民に提供するため、広報の充実に努めるとともに、インターネット、CATV等を活用した情報提供活動の充実に図ります。

CAA 市民 (Citizen) と行政 (Administration) の連合 (Association) を意味する。

49. 市民活動

(1) 現況と課題

自由時間の増大やライフスタイルの変化、価値観の多様化等により、ボランティア活動やNPO活動等、市民自らが主体的に地域や社会の課題に取り組み、その解決に向けていこうとする活動への関心が急速に高まっています。また、このような市民活動は、多くの市民にとって自らが主体的に参加し、力や知恵を発揮して社会貢献のできる新しい生きがいの場ともなりつつあります。こうしたことから、本市では市内に2箇所の市民活動支援センターを整備し、さまざまな面から市民活動を支援しています。現在、約290の市民活動団体やボランティア活動をされている市民が市民活動グループバンクやボランティア人材バンクに登録され、福祉、教育、文化、環境、まちづくりなど、さまざまな分野で自主的・主体的な活動が展開されており、こうした活動を通じて市政への関心も高まっています。

今後、超高齢少子社会の到来等によって、数々の課題が生まれ、市民ニーズはますます多様化していくことが予想されています。

こうした状況の中、行政だけで市民ニーズや社会課題に答えることが困難となっており、より質の高いサービスが提供されるためには、市民活動がいっそう活発化され、多くの市民活動団体やボランティアが適正な役割分担のもとで公共の領域を担っていくことが必要です。また、市民一人ひとりが自立し、自治の文化を高め、自らが考え話し合い、創意工夫を重ね、まちづくりを推進していく上からも、市民の自主的、主体的な取り組みを促進していくことが大切です。

このため、市民活動がさらに活発に展開されるように、その活動環境の整備を図っていくことが求められています。

(2) 施策の方向

市民主体の自主的な市民活動を、総合的に支援していきます。

(3) 施策の体系

市民活動	①市民活動拠点施設の整備・拡充 ②情報ネットワークを活用した交流の促進 ③市民活動を担う人材の育成
------	---

(4) 施策

①市民活動拠点施設の整備・拡充

- 市民活動支援センターが、市民活動の拠点として役割を果たしていくため、一層の機能の拡充を図り、市民活動に必要な資源の提供に努めるとともに、市民活動促進協議会を設置して、市民活動の一層の活性化を図ります。

②情報ネットワークを活用した交流の促進

- ・ 市民活動団体、ボランティアの活動情報やイベント情報をインターネット等を通じて簡単に入手できるシステムの整備や市民活動情報誌等の発行を通じて、市民活動団体や人材の交流を促進します。

③市民活動を担う人材の育成

- ・ 市民活動団体間のネットワーク化の促進や、人材情報を蓄積・提供することによって、市民活動団体が新しい人材を確保しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 現在活動している人々への研修機会の充実を図るなど、市民活動に参加する自立した市民の層を広げていくために、人材の育成に取り組みます。

50. 人権

(1) 現況と課題

まちづくりにおける基本は、市民の自由で平等な暮らしの実現です。

私たちが、自由で平等な、そして幸せな生活を送るためには、基本的人権の尊重が何よりも大切です。基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」として、日本国憲法で保障されています。

こうしたことから、基本的人権の尊重を基に、さまざまな人権課題に対応するため、担当部署として人権教育課、人権推進課を設け、人権教育・人権啓発活動に積極的に取り組んでいるところです。

今後は、「あらゆる人の人権が尊重されるまち」の実現をめざして、幅広い人権課題への対応やより一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に対する総合的な取り組みが必要です。

(2) 施策の方向

「あらゆる人の人権が尊重されるまち」の実現をめざします。

(3) 施策の体系

人権	①人権教育の推進 ②人権啓発の推進
----	----------------------

(4) 施策

①人権教育の推進

A. 学校における人権教育の推進

- ・ 学校における人権教育の推進を図るため、校内における人権教育推進体制の確立、人権尊重の視点に立った指導並びに資料の整備・充実、人権が尊重される環境づくり、教職員の人権意識の高揚と研修機会の充実等に努めます。

B. 地域社会における人権教育の推進

- ・ 全市的な人権教育推進体制の確立を図るとともに、地域に根ざした人権教育の推進と指導者の養成に努めます。
- ・ 公民館や企業職場等における人権教育の推進など、学習機会の充実を図ります。

②人権啓発の推進

- ・ 市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、さまざまな人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図るため、啓発行事や自主的な人権学習の取り組みへの支援など、幅広い啓発活動を推進します。
- ・ 隣保館においては、周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や住民交流の拠点となるコミュニティセンターとしての機能の充実を図ります。

5 1. 男女共同参画

(1) 現況と課題

ひとがいいきと輝くまちづくりを進めていくためには、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等なパートナーとして共に責任を担いながら、あらゆる分野で参画する男女共同参画社会の実現が不可欠です。

しかしながら、本市が平成 15 年に実施した「男女の平等意識に関する調査」によると、社会全体で男女の地位の平等感は、男性の方が優遇されているとした人が女性で 70.6%、男性で 59.7%となっており、人々の意識の中に形成された固定的役割分担意識等からくる事実上の男女格差の是正や各分野での方針決定過程への男女共同参画の促進、また、男女間における暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントへの対応など、解決すべき多くの課題があります。

このため、「男女共同参画室」を設置し、市民意識の調査や啓発活動等に取り組んでおり、さらに、市民との協働により、一層積極的な取り組みを進めていくために「男女共同参画推進条例」を制定しました。

今後、この条例に基づき、あらゆる分野に男女がともに参画し、その個性と能力を十分に発揮できるように、男女共同参画に関する意識の醸成や環境整備など、施策の総合的、計画的な推進を図ることが求められています。

(2) 施策の方向

男女の平等を基礎とし、対等なパートナーとして個性と能力を存分に発揮できるように、あらゆる分野への男女共同参画を推進します。

(3) 施策の体系

男女共同参画	①推進体制の充実 ②男女共同参画意識の醸成 ③能力発揮と就業のための条件整備 ④男女間における暴力等の根絶
--------	--

(4) 施策

①推進体制の充実

- ・ 「男女共同参画基本計画」を策定し、施策の方向、計画目標を明らかにして施策の総合的で計画的な推進を図ります。
- ・ 推進本部による施策の連携、調整を図るなど、全庁的な推進体制を整備するとともに、地域での市民推進員活動の充実やリーダーの養成、推進母体となる市民組織の設立、さらには活動拠点となる施設の整備を進めるなど、市民との協働による推進体制の充実を図ります。

②男女共同参画意識の醸成

- ・ 男女の固定的な役割分担意識を見直し、互いに個性と能力を尊重し合えるように、学習会の開催や情報誌の発行を行い、学校、地域、職場など、さまざまな分野での意識啓発に努めます。

③能力発揮と就業のための条件整備

- ・ 施策や方針決定の場への男女共同参画促進に努めるとともに、自らの意思によって、性別にかかわらず十分に能力が発揮できるように、就業環境等の整備を図り、子育て支援や介護支援など、家庭生活と職業その他の活動の両立ができる環境づくりに努めます。

④男女間における暴力等の根絶

- ・ 男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメントの根絶について啓発を進めるとともに、県相談センター、警察署、民生委員、人権擁護委員等の関係機関との連携による相談体制の充実に努めます。

第6節 推進方策

52. 行財政改革

本市を取り巻く財政環境は、景気低迷の影響から歳入の根幹である市税が減少し、また、国の三位一体改革に伴い、国庫補助負担金や地方交付税が削減される一方、超少子高齢化、高度情報化、国際化等の急速な進展や市民意識の変化による多様化・高度化する市民ニーズへの対応が急務となっており、また、合併に伴う組織・定数の縮減や公共施設の整理統合には、一定の時間を要することから、非常に厳しい状況となっています。

こうした中、地方分権の進展に伴い、権限の拡大とともに地方自治体が果たすべき役割と責任は増大しており、地方自治体が自主的・主体的に決定し、自らが責任を持つという地方分権社会において真に自立できる足腰の強い行財政基盤を確立していかなければなりません。

このため、組織・機構の整備や職員数の適正化を図るとともに、これまでの前例踏襲を基本とした行政運営の考え方から行政を運営するという考え方に転換し、市民サービスに要するコストや適正な受益者負担等について市民の理解と協力を求めながら、事務事業の見直しによる重点化と効率化、職員の意識改革と政策形成能力の向上等に努めます。

さらに、より良いサービスの提供と効率的かつ効果的な行政運営の推進に向けて、市民と行政が協働して行財政改革に取り組みます。

①行政改革の推進

- ・ 平成16年に策定した「行政改革大綱」に基づき、計画的かつ着実に行政改革を推進します。
- ・ 民間委員で組織された「行政改革推進委員会」と協働して推進します。

A. 事務事業の見直し

- ・ 複雑、多様化する事務事業に限られた財源・人材で対応していくために、行政評価システムを導入し、事務事業の効率、効果を評価点検し、内容の見直しや改善を行い、効果的・効率的な行政運営を図ります。

B. 民間活力の活用

- ・ 「民間にできることはできる限り民間にゆだねる」ことを基本に、外部委託を推進するための基本方針を策定します。

C. 公共施設の適正な配置

- ・ 公共施設の有効活用、統合、廃止、転用、新設等を検討します。

D. 機能的・効率的な組織

- ・ 定員適正化計画を基に、多様化した市民ニーズや重点施策に対応した効率的な組織体制を構築します。

②財政の健全化

- ・ 財政健全化計画に基づき、これまで以上に歳入歳出を徹底して見直し、長期的視点にたった財政の健全化に努めます。
- ・ まちづくり総合計画の推進にあたっては、費用対効果を考慮し、財源の効果的、重点的な配分に努め、最少の経費で最大の効果があがるように努めます。

A. 自主財源の確保

ア. 市税収入の確保

- ・ 市税については、課税客体の適正な把握と徴収率の向上に努めます。

イ. 使用料・手数料等の適正化

- ・ 使用料・手数料等については、公平性の観点から、また、経営健全化の観点から、受益者負担を基本として適正化に努めます。

ウ. 市有財産の有効活用

- ・ 遊休地等の売却、交換、譲渡、貸付等を含め、市有財産の有効活用を図ります。

B. 補助金等の見直し

- ・ 補助金等については、意義、役割、公益性、必要性等を再度検討し、廃止や削減を含めた見直しを行います。

C. 財源の効果的・重点的配分

- ・ 事業の選択にあたっては、緊急性、必要性、費用対効果等の観点から定める実施計画に基づき、限られた財源の効果的・重点的な配分に努めます。

D. 内部管理経費の削減

- ・ 行政内部事務については、徹底した見直しを行うことで、経費の削減を図り、スリムで効率的な行政運営に努めます。

E. 長期的視点に立った財政運営

- ・ 財政健全化計画のもと、地方債の活用にあたっては、後年度の財政負担に配慮しつつ合併特例債を効果的に活用します。
- ・ 基金については計画的な積立てと活用を行うなど、長期的視点に立った財政運営に努めます。

5 3. 情報公開の推進

本市は、市民の知る権利を尊重し、市の保有する情報の一層の公開を図るために、平成 15 年に「周南市情報公開条例」を施行し、市民と情報を共有することにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、開かれた行政の推進に努めています。

また、市の保有するさまざまな個人情報 that 適正に取り扱われるとともに、個人の権利利益の保護を図るために「周南市個人情報保護条例」を施行しています。

今後も、市民が必要とする情報がいつでも適切に公開、提供されるように、また、行政の諸活動を市民に説明する責務が果たせるように、個人情報の保護に十分配慮しながら、さらに情報公開制度や会議の公開制度の充実を図り、透明で開かれた行政運営を推進します。

5 4. 中核都市づくりの推進

地方都市を取り巻く社会経済情勢は、少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展や高速交通体系の整備に伴う生活圏や経済活動圏の広域化により急激に変化しています。

こうした中、今後ますます高度化、多様化する住民ニーズに対し、地方自治体が将来にわたって住民福祉の維持、向上を図り、地方分権の時代にふさわしい自主的・自立的な都市として発展するためには、これまで以上に行財政基盤の充実や行政の効率化を図るとともに、広域的視点に立った地域発展をリードする中核都市を形成することが重要です。

このため、周南地域が活力と魅力にあふれた地域として発展を続け、都市間競争に打ち勝ち、さらには山口県の発展をも牽引する中核都市を形成するための最も有効な手段として、広域合併の推進に取り組みます。

5 5. 新市建設計画の推進

平成 14 年に徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会で策定された新市建設計画は、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年間における合併後の新市を建設していくためのマスタープランであり、新市の総合的・一体的な発展と住民福祉の向上を目指す計画となっています。

また、新市建設計画に位置づけられた一定のソフト・ハード施策については、合併特例債等の財政支援措置が講じられることとなる重要な計画です。

このため、本計画の推進にあたっては、新市建設計画と整合性を図りながら、施策、事業を進めていきます。

また、従来の都市規模では実現が困難であった新規事業や、既存の事務事業をスケールアップさせることにより、17 万人都市のまちづくりに有為に作用するものとして位置づけられている「21 のリーディングプロジェクト」については、引き続き事業の推進を図るとともに、事業展開に向けた取り組みを進めていきます。